

生活時間調査からみた

農家の生活構造

山形県新庄市角沢の

B 農家をめぐって

杉山 茂

一 まえがき

NHKの国民生活時間調査は、一〇月の特定の日を選んで、その日の国民の生活行動を時間との対比の中で捉え、これを男女別、年齢階層別、職業別、学歴別、地域別などに分類して、それぞれの特徴を指摘している。⁽¹⁾その調査対象は、六万人を超える大規模なものであった。

これに対して、私の生活時間調査は、僅か一戸の農家を対象としたものすぎず、NHKの大量調査に比較すれば、一般性に欠け、個別性が強調され易いという弱点を否めない。しかしながら、この調査は、一農家家族全員の一年三六五日の生活

時間を対象にして行なわれる。また、その生活行動の内容や範囲についても、可能な限り、それが伴う社会関係をも含めて追跡する。殊に農業労働については、作業種類別の調査も行なつた。こうして、その時間に、誰が、何処へ行って、誰とかわり、何をしたかに至るまで調査が及んでいる。つまり、NHKのように、単に生活時間とその行動種類とを量的に捉えるばかりでなく、それを手掛りにして一農家の各成員の一年間の生活の社会的な関係の総体を構造的に把握することを目的としているのである。

この種の生活時間調査を初めて行なつたのは、昭和四四年四月から翌年三月にかけてであった。⁽²⁾（以下四四年調査という）。

そのときの調査対象農家は、山形県東田川郡藤島町上荒俣部落^{かみらぼ}のA農家であった。この四四年調査結果を要約的に表現すれば、つぎのとおりであった。A農家の生活時間配分をみると、農業生産および社会生活において、二世代夫婦の生活行動が、それぞれ各成員の役割分担として示されている。つまり、再生産過程における生産と消費の統一体としての農家生活のなかに、各々の行動が構造的に位置づけられている。しかも、この構造的性質は、一戸の農家として一体化された役割分担の関係を示すだけではなく、家族成員が所属するさまざまな集団をおして、部落の社会生活における役割分担の関係をもち示すところにある。

た。

今回（昭和五四年）のB農家の調査は、一〇年前に実施したこのA農家調査（昭和四四年）とほぼ同じ内容である。また、五五年以降も、毎年一戸ずつ、同様の方法でC・D・E農家の調査を実施しつつある。このような調査を今後も引き続き実施することによって、さまざまなタイプの家族構成をもつ農家の生活構造を捉えてその連関をさぐるとともに、同形式の調査データを時系列に蓄積していくことによって、農家・農村の生活の循環ないし動態の過程を克明にあとづけ、そこから農家・農村の生活構造動態のモデルを導き出すことを狙っている。

この意味では、僅か一戸ないし数戸の調査とはいえ、収集・分析される資料は多量であり、息の長い、規模の大きな調査であるともできるであろう。今回（五四年）のB農家の調査も、以上のような一貫した目的のもとに継続的に実施されている調査研究の一環をなす中間的な成果の一つである。

さて本稿は、四四年調査と全く同一の方法によって、山形県新庄市角沢部落B農家を対象として、生活時間調査を行なったものである。調査方法は、つぎのとおりである。

- (1) 毎日の記帳。昭和五四年四月一日から翌年三月三十一日まで。
- (2) 対象。家族全員。

(3) 時間単位。一〇分。一〇分以上の継続的な行動について調査し、一〇分未満のものは省いた。

(4) 労働時間については、自宅内外を問わずすべて調査した。消費的生活については、自宅外の行動に限り、主として社会的・文化的生活を、また、家事的生活のうち買物だけを調査した。すなわち、(6)の時間調査を除き、自宅内での消費的生活については調査を省いた。

(5) 自宅外の生活行動については、その行先（たとえば〇〇市、〇〇部落など）を調査した。

(6) 自宅内での起・就床時刻と食事（朝、昼、夕）開始時刻を調査した。

ついで、調査結果としてえられた生活時間を、つぎのように分類して分析をおこなった。

(一) 労働時間

イ 農業労働時間（農作業）

ロ 兼業労働時間（賃労働、内職など）

(二) 消費的生活時間

イ 自宅内生活時間（睡眠、食事、育児、家族だらんなど）

ロ 自宅外生活時間（諸会合、交際、レクリエーション、買物など）

ところで、四四年調査と五四年調査との間には、農業をとりまく経済状況、対象地域、家族構成において、つぎのような変化ないし差異がある。

(1) 四四年調査から一〇年が経過し、農業をとりまく状況が大きく変化した。四五年にいわゆる減反政策が開始され、現在は水田利用再編二期に及んでいる。四八年末のオイルショック以来、経済は高度成長から低成長の時代となった。この間農業の機械化、農家の兼業化が著しく進展した。

(2) 四四年調査対象のA農家が属する地域は、庄内平坦村であったが、五四年調査対象のB農家は、最上地方の平坦村にある。かつて単作地帯といわれた庄内農業は、豚、柿、野菜などの部門が増大し、米の占める地位は、相対的に低下している。これに対して、最上農業は、米の占める割合が比較的高く、出稼ぎ地帯である。なお、最上の米一〇アール当たり収量は、山形県四地域（庄内、最上、村山、置賜）のなかで最低である。

(3) 四四年調査のA農家は、二世代夫婦の家族であったが、五四年調査のB農家は、夫婦とその子供たちの一世代夫婦の家族である。

右のように、四四年調査と五四年調査との間には、変化や差異がある。本稿では、第一に、主としてB農家の生活構造を明

らかにし、第二に、四四年調査と五四年調査との要約的な比較をおこないたい。

注(1) NHK放送世論調査所『図説日本人の生活時間 一九八〇』（日本放送出版協会、昭和五七年）。同『昭和五五年度国民生活時間調査 全国編』、『同 県別編』（昭和五六年）参照。

(2) 拙稿「庄内地方における一農家の生活構造——生活時間調査を手がかりに——」（『農業総合研究』第二六巻第二号、昭和四七年）参照。

(3) 農業粗生産額における米の比率の変化は、庄内、最上地域においてつぎのとおりである。東北農政局山形統計情報事務所編『山形県市町村別累年統計（農業編）』（昭和五七年）より算出。

	庄内	最上
昭和35年	83%	83%
36	82	81
37	81	79
38	81	80
39	81	81
40	80	79
41	78	83
42	78	85
43	78	88
44	74	88
45	71	87
46	67	82
47	68	80
48	68	82
49	69	84
50	69	83
51	67	81
52	72	82
53	70	81
54	69	77
55	69	75

すなわち、昭和三五年には、庄内、最上両地域とも八三%であったが、庄内は四一年に八〇%を割り、四五年以降はほ七〇%前後で推移しているのに対して、最上は四三、四四年に八八%まで高まり、三七年と四〇年を除き三五年まで八〇%台である。

(4) 山形県の四地域における昭和四九〜五五年の七カ年平均水稲一〇アール当たり収量は、庄内と村山が五七五キログラム、置賜が五六五キログラムと、三地域は比較的接近しているが、最上は五一キログラムと、それらの地域より五〇〜六〇キログラム低い水準にあったが、四九年、五一年、五五年と三カ年ある。前掲『山形県市町村別累年統計（農業編）』より算出。

二 調査農家の概要

(一) 角沢部落

調査対象のB農家は、山形県新庄市稲舟地区角沢部落にある（第一図参照）。新庄市は、最上地方の中心都市で、国道一三号と四七号、また、国鉄奥羽本線と陸羽東西線を結ぶ十字路に位置する。昭和五五年の人口は、約四万三〇〇〇人。昭和五三年の市民所得の産業別構成割合は、第一次産業九・五%、第二次産業二二・八%、第三次産業七〇・八%（¹）（帰属利子控除△三・

一%）で、商業的性格の濃厚な小都市である。

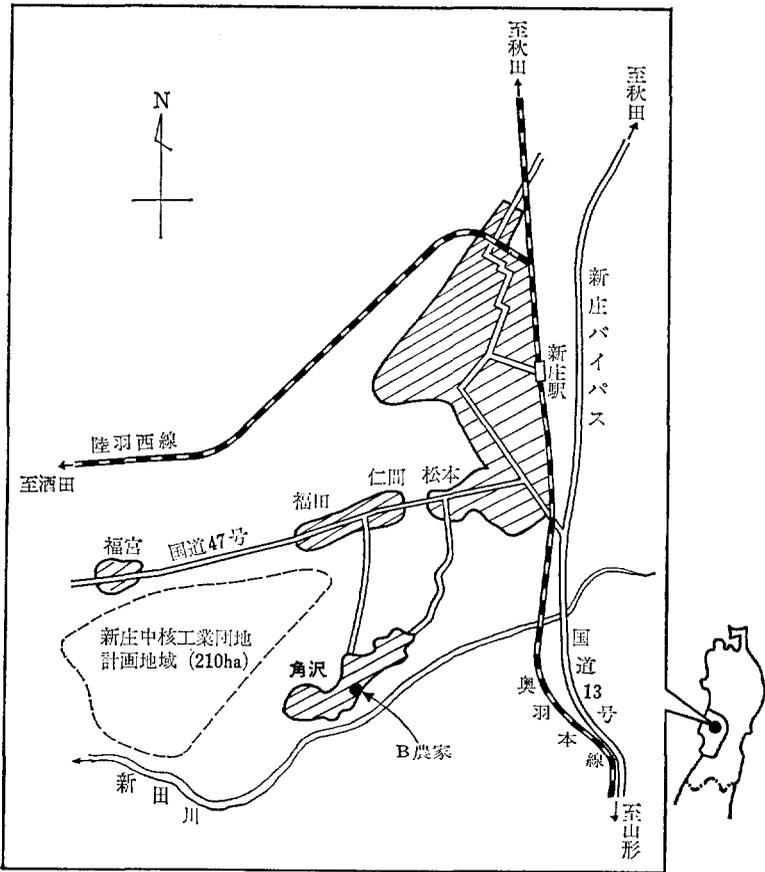
角沢部落は、新庄市役所から南西にほぼ五キロメートル、国道四七号の南、新田川の北沿いの地点にある。角沢部落とその周囲の水田は、比較的平坦であるが、西および南側には、標高二〇〇メートル弱の山林がある（角沢部落の標高は、約八〇メートル）。また、西側には、約二一〇ヘクタールにおよぶ新庄中核工業団地計画地域があり、将来、工場が操業を開始すれば、角沢部落に種々の影響を与えるであろうことが予想される。角沢部落は、行政的にはもちろん、新庄市の生活圏域にある。

角沢部落の農業集落としての特徴を、主として「一九八〇年世界農業センサス農業集落カード」によって簡単に述べておこう。

昭和五五年の角沢部落の農家数は一〇〇戸、非農家は一九戸で比較的大きな集落である。専業農家数の推移をみると、昭和三五年六九戸あったが、五五年にはわずか一戸となった。この間、I兼、II兼ともに増加し、五五年にはほぼ同数である。雇われ兼業が九八戸で大部分を占める。なお、自営兼業は、五七年七月現在三戸で、すべて食料・雑貨店である。

昭和五五年の経営耕地規模別構成は、一ヘクタール以下層二八%、一〜二ヘクタール層三六%、二〜三ヘクタール層三二%、三ヘクタール以上層四%。調査対象のB農家は、二〜三ヘクタ

第1図 角沢部落位置図



ール層に属する。

農家人口は五〇三人で、一戸平均五・〇三人。基幹的農業従事者数は、昭和三五年二六〇人であったが、その後大幅に減少し、五五年には一〇二人となった。男子が四六・八%減、女子は七三・五%減である。

経営耕地面積は、田の増加、畑の減少という形で推移し、五五年には、田一三五・八ヘクタール、畑一九・二ヘクタール、樹園地(桑)〇・三ヘクタール計一五五・二ヘクタール。一戸平均一・五五ヘクタールである。

家畜は、昭和五七年七月現在、繁殖牛二五頭(一二)、肉用牛一〇頭(五戸)が飼養されている。

第1表 B 農家の家族構成

続柄	年齢	学歴	役職その他
経営主	49	旧制中退	農協理事, 部落役員
妻	45	新制高	“松の会”会員, 山形県生活改善実行グループ理事
長女	22	短大	事務職員(臨時)
二女	19	新制高	〃(〃)
三女	17		高校生

注(1) 昭和54年4月1日現在。

(2) 他出家族はない。

(3) “松の会”は生活改善実行グループである。

もともとは仁間部落(角沢部落より北へ約2km)の生活改善実行グループであったが、昭和47年より中山部落から1人、柏木山部落から2人が参加し、計5人(リーダーは仁間部落の人)で構成されている。

昭和五五年の作物種類別面積をみると、いねが九五・四%を占める。五七年七月現在、たばこ耕作農家は五戸で約一ヘクタールを作付けしている。

農業機械のうち田植機所有台数七三台を数えるが、少なくとも七割以上の農家が農業機械作業一貫体系のもとに農作業をおこなっているものと思われる。

(二) B 農家

(1) 家族構成

第1表にみられるように、B農家の家族構成は、経営主四九歳、妻四五歳、長女二二歳、二女一九歳、三女一七歳(昭和五四年四月一日現在)、あわせて五人の一世代夫婦家族である。

B農家は、角沢部落において本家筋の一つだが、家の創設が何時かは不明である。経営主の父は、兵役から帰還途中の昭和二一年に、母も二八年に死亡し、弟は独立し、妹たちはすでに嫁いでいる。経営主の妻の父は、東置賜郡旧中川村(現南陽市)の出身で、国鉄職員として秋田鉄道管理局管内(秋田県、山形県)で勤務した。妻の母の実家は、角沢部落のM家である。経営主は旧制中学を中退し、妻は山形市の県立高校を卒業した。役職については、経営主が農協理事・部落役員であり、妻が山形県生活改善実行グループの理事である。のちに詳しくみる

第2-A表 B 農家の建物

(単位: m²)

区分	延面積	備考
住宅	201	昭和52年に新築した。改築前の住宅は14.5m×8.2m=119m ² で約130年前の建物であった。
土蔵	40	
計	241	

第2-B表 B農家の耐久消費財

導入年次	種類	導入年次	種類
昭和17年頃	自 転 車	昭和35年頃	石 油 ス ト ー プ
18	ラ シ オ	36	電 気 冷 蔵 庫
33	電 気 洗 濯 機	40	電 気 掃 除 機
35	テ レ ビ (白黒)	42	カ ラ ー テ レ ビ
48	自 動 車 (乗用)	48	ガ ス オ ー プ

ように、基幹的農業労働力は、経営主と妻の二人である。兼業労働については、長女と二女が臨時事務職員として通年勤務するほか、経営主が農閑期に若干土建関係の日雇に出る。三女は高校三年生である。⁽⁵⁾

(2) 生活財

B農家の建物と耐久消費財は、第2-A表および第2-B表のとおりである。住宅は昭和五二年に新築された。旧住宅は、約一三〇年前(昭和五四年より一三〇年前は嘉永二年)に建てられたという。新築直前の旧住宅の延面積は一一九平方メートルであったが、新築住宅の延面積は二〇一平方メートルであるから六九%増である。土蔵が四〇平方メートルあるから、生活財としての建物延面積は、二四一平方メートルとなる。

耐久消費財については、昭和一七、一八年に自転車とラジオが入ったのをはじめとして、戦後昭和三三年以降五二年までの二〇年間に、電気洗濯機、テレビ(白黒)、自動車(乗用)、石油ストーブ、電気冷蔵庫、電気掃除機、カラーテレビ、ガスオーブンが次々に導入されている。

(3) 農家経営

B農家の経営田面積は、三三〇アール(第3表)、うち自作田が二五〇アール(七田地)、受託田八〇アール(三田地)である。受託田は、一人暮らしのおばあさんと大工職からの受託で

第3表 B 農家の経営状況

土地		建物		農業機械		家畜	ナメコ	農家所得	
種別	面積	種別	面積	導入年	種類			種別	金額
自作田	250 a	ナメコ舎 作業場	(4棟) 254m ²	昭和14年頃	モーター	昭和36年まで 馬を飼養。昭和 39～45年に 鶏を飼養。最 高時500羽	昭和45年に栽培 をはじめ。約 4,500箱。植菌 は1月20日～3 月中旬に、採取は 10月中旬～3月 10日におこな う。	米	240万円
受託田	80		109	14	動力脱穀機			畑作物	5
宅地	20	納屋 計	(2棟) 69	14	動力糶穀機			ナメコ	150
減反は自作田の うち8a(大豆 4a,そば2a, 稲青刈り2a), 宅地内の10aを 畑として利用。			432	32	バイク			賃金	265
		37	自動耕耘機	家計費は月約15 万円である。					
		40	防除機(背負式)						
		45	バインダー						
		50	トラクター						
		50	田植機						
		51	コンバイン						
		51	乾燥機						
52	小型トラック								

- 注(1) 自作田は7団地、受託田は部落内の2農家から受託している。T家から40a(1団地)を昭和53年より、S家から40a(2団地)を昭和50年より受託している。総収量と受託料は、T家分が720kgと300kg、S家分が1,200kgと330kgである。T家はおばあさんの1人暮らし、S家は大工である。なお、T家、S家両家からの受託田の10a当たり収量が低いのは、昭和50年頃区画整理をしたが、土地が均平でなく一部干害となり、また根腐れ病が発生したためである。
- (2) 稲の品種別作付面積は、キヨニシキ260a、さわのはな60a、ヒメノモチ10aである。
- (3) 飯米は昔は1人年300kgであったが、今は138kg(昭和54年のB農家年間必要飯米量は660kg)あれば足りる。
- (4) 畑作物の若干を新庄青果市場へ販売する。手数料3%。販売する畑作物は、なす、とまと、はくさい、だいこん、きゃべつ、きゅうり、とうもろこし、ピーマンなどである。

ある。自作田三五〇アールは、最上地域の田のある農家平均田面積一・四二ヘクタール⁽⁷⁾よりほ一ヘクタール大きく、角沢部落において上層に属する。減反は、自作田のうち八アールでおこなわれた(大豆四アール、そば二アール、稲青刈り二アール)。宅地二〇アールのうち一〇アールは、大部分が自給畑として利用され、若干の畑作物を新庄青果市場へ販売する。

農業用建物面積は、ナメコ舎が四棟延べ二五四平方メートル、作業場が一〇九平方メートル、納屋が二棟延べ六九平方メートルあり、合計四三二平方メートルである。

農業機械については、モーターが昭和一四年頃に導入され、戦後三二年バイク、三七年自動耕転機、四〇年防除機(背負式)、四五年バインダー、五〇年トラクター、田植機、一年コンバイン、乾燥機、五二年小型トラックと、ほぼ一〇年間に水稲栽培の主要作業が動力化された。なお、馬が三六年まで飼養されていた。

昭和三九年から四五年まで鶏を飼養し、最高時五〇〇羽であった。四五年からは、鶏を止めてナメコ栽培をはじめ、四四年には四五〇〇箱を栽培した。植菌は、一月二〇日から三月一杯おこなう。植菌した箱を角沢部落のI家から借用した大谷地の山林(自宅より東二キロメートル)へ六月に運び、「箱出し」といふ、九月自宅の傍のナメコ舎へ運ぶ(「箱入れ」といふ)。

※ノート※ 生活時間調査からみた農家の生活構造

採取は一〇月中旬から三月一〇日頃までおこなう。

農家総所得は、およそ六六〇万円である。うち米二四〇万円(三六・四%)、畑作物五万円(〇・八%)、ナメコ一五〇万円(二二・七%)、貸金⁽⁸⁾二六五万円(四〇・二%)である。つまり、およそ農業所得が六割、貸金所得が四割である。貸金所得は、長女と二女の通年事務職就労所得(合計二二万円)と、経営主の冬期農閑期における土建(道路工事)就労所得・農協理事手当(合計五三万円)からなる。

自作田の水稲反収は、六〇〇キログラムを超えるが、受託田のほうは一八〇〜三〇〇キログラムと極めて低水準である。この低収量の理由は、昭和五〇年頃個別的に区画整理された田の一部が均平にならずこの年干害にあい、また根腐れ病が発生したからである。新庄市の一〇アール当たり水稲収量は、五一五キログラム(最上地域五〇キログラム、山形県五四八キログラム)であったから、B農家の自作田の反収は、かなり高い水準にある。

注(1) 新庄市企画課『新庄市の概要 一九八一』(昭和五六年)による。

(2) 角沢部落は、稲舟村に属していたが、稲舟村は昭和二三年一月一日新庄町に合併された。翌二四年四月一日新庄町に市制が施行された。

《ノート》 生活時間調査からみた農家の生活構造

(3) 角沢地内に約二〇〇人を雇用するK縫製工場がある。その工場に角沢部落の嫁たち約三〇〇人が働きに出ている。

(4) 経営主の弟と妹たちの就職と婚姻は、およそつぎのとおりである。いずれも京浜地域に他出・就職し、そこで縁をえて結婚し、居住していることが注目される。
二男——昭和七年生まれ、二六年高卒、東京都で楽器店経営。

長女——昭和九年生まれ、二四年中卒、三二年東京都庁職員と婚姻。

二女——昭和一年生まれ、二六年中卒、三三年川崎市のスナック経営者と婚姻。

三女——昭和一三年生まれ、三一年高卒、川崎市のN電気で事務、三九年倉敷市出身の建築会社員と婚姻。

四女——早世。

五女——昭和一五年生まれ、三四年高卒、東京のKバス会社に就職、三八年大阪出身のEポンプ社員と婚姻。

(5) 五五年四月以降、家族の構成に変化があったので、参考までにその動向を記しておくが、農業から離脱する傾きがみられることに注目したい。

経営主は、五六年の夏、ナメコの出荷先のS食品で缶詰製造に従事した。妻は、五四年度中の受講を活か

して、五五年四月から恒常的にN新庄営業所へ勤務している。給食の献立を作成する仕事である。夫婦のこれら農外就職の直接的契機は、三女が東京の私立短大に入学することになっており、その学費が入用だったからである。

長女は、山形市のK社員(長井市出身)と五六年三月結婚した。両人は新庄市のK社で知り合ったという。結婚式・披露宴は、米沢市でおこなわれた。二女は、かねがね家を離れて働きたいという希望をもっていたが、機会があり、角沢部落内の小学校の臨時事務員をやめて、五七年九月から山形市にあるY美術館の事務員として勤務した。山形市の南に隣接する上市市にある伯母(母方)のアパートに住んでいる。彼女は、日曜日に家に帰り、毎週月曜日の茶花の稽古を続けている。三女は、五七年S短大を卒業し、千葉県にとどまりアパート住いをして上野のKデパートの店員をしながらピアノを習っている。

こうして、調査時点(昭和五四年)以後の異動により、現在のB農家の在宅家族は、経営主夫婦の二人だけとなった。娘たちの成長にともない、B農家の後継者をどうするか、親子が意志決定を迫られる時期は、遠い将来ではない。経営主夫妻は、娘の一人に婿を迎えて跡をついでもらいたいと願っている。

(6) この受託田の受託条件などについては、第3表の注(1)をみられたい。ここで補足したいことは、歴史の流れのなかで、B農家が、受託をとおして部落の中での家存統の相互尊重と農地保有の機能を果たしているのではないかということである。

例えば、豊原研究会編『豊原村』(農業総合研究所、昭和五三年)では、「⑨勘太郎では男子なく二代にわたって婿をむかえたが、その婿も若死したため遂に女二人(鶴六四歳、民二七歳)になってしまった。明治三二年には本楯村長宛に「救助願」が提出され、むらの顔役の世話で養子女の「貰い集め」がおこなわれ(川口諦「豊原村の家族形態と人口移動」『豊原村』、二一四頁)るなどして⑨農家の存続が可能となった。また、その後七十余年が経過した戦後の昭和四七年には、⑨と⑭農家を中心となってミニライスセンター組合が設立され、基幹的労働力に恵まれない⑯や⑰農家をミニライスセンター組合に加入させて、⑱⑭農家がそれを助けている(豊田隆「集団栽培からミニライスセンター組合へ」『豊原村』、六七四〜六八二頁)。

つまり、明治期に村から援助を受けて復興した⑨農家が、昭和期には、⑯農家などに力を貸している。個々の農家が盛衰を繰り返すなかで、部落における家存統の相互尊重と農地保有機能が、このような形で世代

《ノート》 生活時間調査からみた農家の生活構造

を超えて継承されているのである。局面の違いはあるにしても、B農家が一人暮らしのおばあさんの田を受託していることは、部落における家の存統と農地保有機能の役割を担っているその一断面と考えられる。

(7) 『昭和五四年山形県統計年鑑』による。

(8) 長女と二女は、食費としてそれぞれ約二万円を両親に出していた。両親はこれを受け取り貯金し、娘たちが必要とする比較的高額な買物に充てた。

(9) 前掲『昭和五四年山形県統計年鑑』による。

三 B農家の生活時間構造

(一) 労働時間

(1) 農業労働時間

この農家の生活時間構造を基本的に規定するものは、いうまでもなく、主業つまり農業労働のあり方である。

部門別・統柄別に年間の農業労働時間をみたのが第4表である。総農業労働時間三一八一時間のうち、稲作が一五七七時間(四九・六%)で最も多く、ついでナメコ二三五八時間(四二・七%)畑作二四六時間(七・七%)である。ナメコの労働時間がかかなり多い。統柄別にみると、経営主と妻が基幹的労働力であり、三人の娘たちは、手伝い程度の補助的労働力であることがわかる。部門別に経営主と妻の労働時間をみると、稲作では

第4表 農業労働時間（部門別・続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

	経営主	妻	長女	二女	三女	計
稲作	1,159(179)	354(63)	22(6)	30(12)	13(6)	1,577(266)
畑作	14(5)	232(74)	—	—	—	246(79)
ナメコ	664(125)	615(124)	17(4)	33(10)	29(9)	1,358(272)
計	1,838(279)	1,200(236)	38(10)	63(22)	42(15)	3,181(562)

注(1) 時間は30分以上と未満をそれぞれ切り上げ，切り捨てとした。表の合計数値が合わないのはそのためである。以下同じ。

(2) ()内は従事日数である。各人ごとの計が，部門ごとの計よりも少ないのは，たとえば1日のうち稲作業もやり畑作業もやった場合でも農作業として1日とみただためである。

第5表 稲作労働時間（作業種類別・続柄別）

（単位：時間）

	経営主	妻	長女	二女	三女	計
育苗	155	78	8	19	7	268
本田整備	120	18	—	—	—	138
施肥	62	10	—	—	—	72
田植	93	81	—	—	—	174
補植	87	61	6	4	6	164
防除	16	3	—	—	—	19
水管理	110	—	—	—	—	110
草刈り	164	—	—	—	—	164
本田除草	71	—	—	—	—	71
稗抜き	27	—	—	—	—	27
稲刈り	169	97	7	7	—	280
籾摺り	41	6	—	—	—	46
乾燥	7	—	—	—	—	7
米出荷	12	1	—	—	—	12
その他	27	0	—	—	—	27
計	1,159	354	22	30	13	1,577

注. この表は，B農家家族だけの稲作労働時間である。ほかに，5月の田植え手伝い受け11時間（分家の経営主）と10月の稲刈り手伝い受け15時間（分家の妻）がある。したがって稲作の所要総労働時間は1,603時間である。

第6表 稲作労働時間（月別・続柄別）

（単位：時間）

	経営主	妻	長女	二女	三女	計
4月	132	59	5	8	4	208
5	265	132	6	11	4	418
6	142	57	3	4	6	211
7	223	3	-	-	-	226
8	105	-	-	-	-	105
9	76	9	-	-	-	86
10	207	94	7	7	-	315
11	10	-	-	-	-	10
計	1,159	354	22	30	13	1,577

注. 12月から翌年3月までの稲作業はない。稲ワラは収穫時に圃場で切断され、堆肥に積んでもいない。したがって冬期の堆肥運搬作業がない。

経営主が妻の三倍以上であり、ナメコではほぼ同量で、畑作では妻の労働時間が圧倒的に多い。

稲作における分担状況を作業種類別にみたのが第5表である。作業別の労働時間を一〇〇時間きざみでみると、二〇〇時間以上の作業が育苗と稲刈り、一〇〇〜二〇〇時間は、本田整備、田植え、補植、水管理、草刈りの五作業である。すべての農作業において、経営主のほうが妻の労働時間より多く、一〇〇時間を超える作業が、経営主の場合、育苗、本田整備、水管理、草刈り、稲刈りの五作業もあるのに妻には一つもない。さらに経営主だけがおこなう作業として、水管理、草刈り、本田除草、稗抜き、乾燥などがあげられる。これは、B農家における経営主と妻の稲作における仕事の分担状況を示すものである。

三人の娘たちは、育苗、補植、稲刈りの三種類の稲作業の手伝いをしている。総労働時間で、長女二二時間、二女三〇時間、三女一三時間程度である。長女と二女は、通年勤務の事務職員であり、三女は高校生であるから、手伝いをするのは、休日か勤務後または下校後である。

稲作労働時間を月別にみたのが第6表である。経営主の稲作労働時間が、二〇〇時間を超える月は、育苗・本田整備・田植えの五月、水管理・草刈り・本田除草・施肥の七月、稲刈りの一〇月と三つの山がある。また、一〇〇〜二〇〇時間の月は、

第7-A表 畑作労働時間
(作業種類別、続柄別)

(単位：時間)

	経営主	妻	計
耕耘・整地	6	24	29
播種・植付	7	53	60
除草	-	45	45
施肥	-	16	16
中耕	-	9	9
防除	1	11	12
収穫	-	39	39
出荷	-	2	2
その他	1	34	35
計	14	232	246

注. 長女、二女、三女の畑作労働はない。

第7-B表 畑作労働時間の
うち「その他」の内訳

(単位：時間)

作業名	時間
支柱曲げ	3
立て	8
ワラ敷き	9
芽かき枝つなぎ	5
印つけ	2
間引き	4
清算	1
運搬	5
計	35

注. 運搬のうち経営主が1時間の労働をした以外はすべて妻の労働である。

第8表 畑作労働時間
(月別・続柄別)

(単位：時間)

	経営主	妻	計
4月	3	4	7
5	-	55	55
6	-	50	50
7	8	63	71
8	3	47	49
9	-	6	6
10	-	1	1
11	1	8	8
計	14	232	246

注(1) 第7表注参照。

(2) 12月から翌年3月まで畑作労働はない。

育苗・本田整備の四月、補植・水管理・草刈りの六月、水管理・草刈りの八月と三つの月である。一二月から翌年の三月までの四ヵ月間は、稲作業がない。昔おこなわれていた冬期間の堆肥運搬や稲ワラ加工がなくなっている。それがナメコ栽培や冬期農外就労の条件となっている。

畑作は、その大部分を妻が一人でおこなう(第7-A表および第7-B表)。すなわち、総畑作労働時間二四六時間のうち、妻が九四%(二三二時間)を占め、経営主は六%(一四時間)にすぎない。経営主がおこなう畑作業種類は、耕耘・整地、播種・植付け、防除などである。三人の娘たちの畑作労働はない。畑作労働時間の多い月は、五、八月である(第8表)。

第9-A表 ナメコ労働時間（作業種類別，続柄別）

（単位：時間）

	経営主	妻	長女	二女	三女	計
原材料整備など	57	19	-	-	-	77
混合・箱づめ	5	-	-	-	-	5
消毒	21	-	-	-	-	21
植菌	248	205	17	19	29	517
管理	137	132	-	15	-	283
採取	170	246	-	-	-	416
出荷	26	12	-	-	-	38
計	664	615	17	33	29	1,358

第9-B表 「原材料整備など」5種の作業内容と労働時間

（単位：時間）

原材料整備など	混合・箱づめ	消毒	管理	出荷					
古床始末	9	オガ屑箱づめ	2	消毒	3	箱出し入れ	178	バックづめ	12
きのこ舎片付・掃除	26	オガ屑ねり	2	ナメコ舎消毒	9	棚さし	92	出荷	27
棚づくり・整理	4			ナメコ防虫剤散布	2	ナメコ開放	13		
ナメコ箱づくり・修理	21			釜出し	7				
オガ屑運搬・整理	17								

注. なお、「管理」のうち「箱出し入れ」は、植菌の終わった箱を山林借用地、宅地から東へほぼ2 kmの林へ運び(箱出し)、それを屋敷内へ持ち帰る(箱入れ)ことである。また「棚さし」は、林から持ち帰った箱をナメコ舎に納めることである。「ナメコ開放」は、ナメコの通風をはかることである。

ナメコ栽培は、主として経営主と妻がおこない、それぞれ六〇〇時間以上を費やしている(第9-A表および第9-B表)。作業種類を便宜上七種に分類した。混合・箱づめおよび消毒作業は、専ら経営主がおこない、そのほかの諸作業は、夫婦ともにおこなう。三人の娘たちは、植菌など若干の手伝いをする。ナメコ労働時間を月別にみると、三月が三〇〇時間を超えて最も多く、ついで一月、二月、九月、六月、一二月の順である(第10表)。五月と七月は、ナメコ労働がない。このように、ナメコ栽培は、稲作労働の谷か稲作労働の全くない時期におこなわれている。

以上の農業労働時間の分析を要約すれば、つぎのとおりである。

第10表 ナメコ労働時間（月別・続柄別）

（単位：時間）

	経営主	妻	長女	二女	三女	計
4月	9	-	-	-	-	9
6	68	64	-	15	-	146
8	2	-	-	-	-	2
9	89	84	-	-	-	174
10	17	73	-	-	-	90
11	137	123	-	-	-	259
12	53	51	-	-	-	104
1	13	15	-	-	-	28
2	108	84	6	11	10	218
3	169	122	11	8	19	328
計	664	615	17	33	29	1,358

注. 5, 7月は、ナメコ労働がない。

る。総農業労働時間における各成員の割合をみると、経営主五七・八%、妻三七・七%、長女一・二%、二女二・〇%、三女一・三%（前掲第4表参照）となり、役割分担として経営主夫婦が農業を担っているといえる。さらにいえば、経営主は妻より二〇%多く農業労働に従事している。事務職員は長女と二女、そして高校生の三女の農業労働は、手伝い程度のものである。

いうまでもなく、農業労働には季節性がある。B農家における稲作とナメコ労働の月別分配をみると、ナメコ労働のピークは、稲作労働の谷か稲作労働の全くない月に配分されている（後掲第12表、第二図、第三図参照）。しかし、それでも、総農業労働時間の月別配分は均平にならず、三つの山と三つの谷が形成されている。すなわち、三つの山は、五、六月（田植え）、一〇月（稲刈り）、三月（ナメコ植菌）であり、三つの谷は、四月、八月、一二、一月となっている。三つの谷の中で最も深い谷にあたる一二、一月に、経営主が道路工事の日雇に出る。

(2) 兼業労働時間

経営主は、農閑期にあたる一二月と一月に三〇〇時間を超える土建労働（道路工事）に従事している（第11表）。妻は、友人に頼まれ甘納豆の選別作業を、内職としてわずか一六時間おこなった。長女と二女は、ともに事務職員であるが、長女が二五〇〇時間を超えるのに対して、二女は一五〇〇時間である。こ

第11表 兼業労働時間（月別・続柄別・兼業労働種類別）

（単位：時間（ ）内は日数）

	経営主		長女				二女	合計
	土 建	内職	事 務	家庭教師	ア ル バ イ ト	計	事 務	
4月	-	16(2)	154(18)	-	-	154(18)	123(15)	293(35)
5	-	-	197(22)	-	-	197(22)	162(19)	359(41)
6	-	-	260(26)	5(2)	-	264(27)	173(22)	437(49)
7	-	-	238(25)	11(4)	9(1)	257(26)	140(17)	397(43)
8	-	-	211(22)	3(1)	-	214(22)	44(6)	258(28)
9	-	-	206(22)	5(2)	-	211(22)	152(19)	363(41)
10	-	-	265(29)	15(6)	-	281(29)	177(22)	458(51)
11	-	-	209(22)	8(3)	-	217(22)	168(21)	385(43)
12	166(22)	-	238(25)	3(1)	-	240(25)	142(18)	548(65)
1	159(15)	-	189(20)	-	-	189(20)	103(13)	451(48)
2	-	-	159(17)	-	-	159(17)	71(9)	231(26)
3	-	-	248(26)	3(1)	-	251(26)	119(16)	370(42)
合計	325(37)	16(2)	2,574(274)	51(20)	9(1)	2,634(276)	1,574(197)	4,548(512)

注(1) 兼業労働時間は、出かけてから帰宅までの拘束時間なので、勤務先との往復時間や食事時間が含まれている。農業労働の場合は、圃場が近いし、食事ごとに帰宅するので、ほぼ正味の労働時間といえる。

(2) 妻の「内職」は、甘納豆の選別作業を友人から頼まれたものである。長女の「事務」は、会社の事務で臨時である。「アルバイト」は喫茶店の店員である。二女の「事務」は、小学校の事務で臨時である。

の一〇〇〇時間の差のある理由は、長女が新庄市街地への毎日の勤務（もちろん日曜・祭日は除く）であるのに、二女は勤務先が角沢部落内の小学校である上に夏・冬休みがあるためである。なお、長女は、事務職員としての労働以外に、家庭教師とアルバイトをしている。

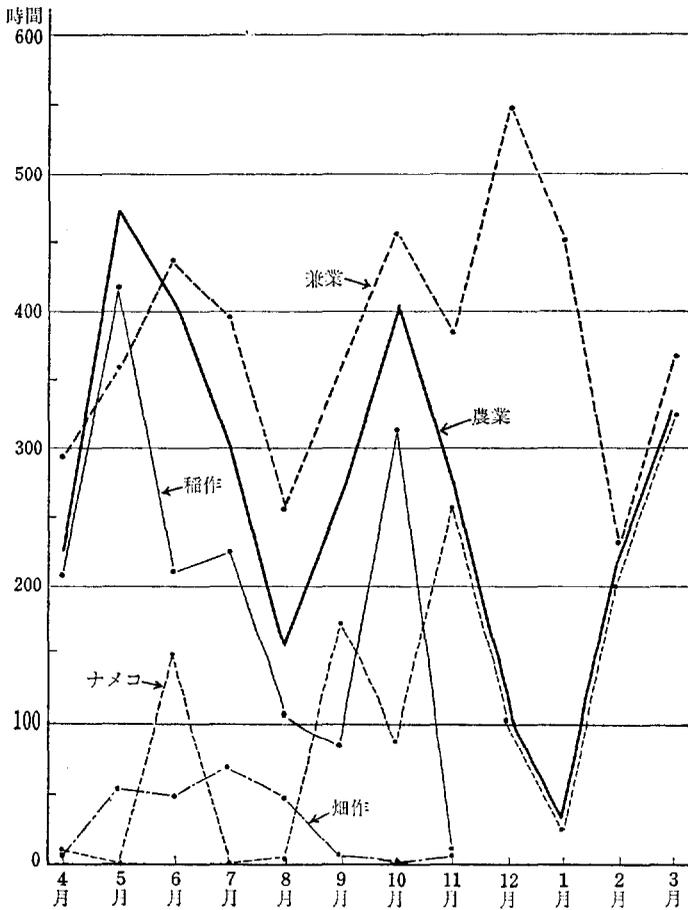
以上、農業および兼業労働時間についてみてきたが、年間の総労働時間は、第12表・第二図・第三図のとおりである。一見して明らかのように、兼業労働時間が農業労働時間を上回る月が大部分である。農業労働時間が兼業労働時間よりも多い月は、田植えがおこなわれる五月だけである。経営主夫婦の農業労働時間三〇三八時間よりも、長女と二女の兼業労働時間四二〇八時間は、一〇〇〇時間以上も多い。こうして、年間の農業労働時間が三一八一時間、兼業労働時間が四五四八時間、総労働時間が七七二九時間となる。続柄別に総労働時間をみると、長女が二六七二時間で最も多く、ついで経営主二一六三時間、二女一六三七時間、妻一一一六時間、三女四二時間の順となっている。しかし、労働

第12表 労働時間（月別、農業・兼業別、続柄別）

（単位：時間，（ ）内は日数）

		経営主	妻	長女	二女	三女	計
4月	農業	144(22)	63(11)	5(1)	8(2)	4(1)	224(37)
	兼業	-	16(2)	154(18)	123(15)	-	293(35)
	計	144(22)	79(13)	159(19)	131(17)	4(1)	517(72)
5	農業	265(29)	187(26)	6(3)	11(8)	4(4)	473(70)
	兼業	-	-	197(22)	162(19)	-	359(41)
	計	265(29)	187(26)	203(24)	172(23)	4(4)	832(106)
6	農業	209(24)	170(23)	3(1)	19(4)	6(1)	406(53)
	兼業	-	-	264(27)	173(22)	-	437(49)
	計	209(24)	170(23)	267(27)	192(26)	6(1)	843(101)
7	農業	230(30)	66(25)	-	-	-	297(55)
	兼業	-	-	257(26)	140(17)	-	397(43)
	計	230(30)	66(25)	257(26)	140(17)	-	694(98)
8	農業	109(24)	47(17)	-	-	-	156(41)
	兼業	-	-	214(22)	44(6)	-	258(28)
	計	109(24)	47(17)	214(22)	44(6)	-	414(69)
9	農業	166(26)	99(17)	-	-	-	265(43)
	兼業	-	-	211(22)	152(19)	-	363(41)
	計	166(26)	99(17)	211(22)	152(19)	-	627(84)
10	農業	224(31)	167(30)	7(1)	7(1)	-	405(63)
	兼業	-	-	281(29)	177(22)	-	458(51)
	計	224(31)	167(30)	288(30)	184(23)	-	862(114)
11	農業	148(30)	130(28)	-	-	-	278(58)
	兼業	-	-	217(22)	168(21)	-	385(43)
	計	148(30)	130(28)	217(22)	168(21)	-	663(101)
12	農業	53(15)	51(12)	-	-	-	104(27)
	兼業	166(22)	-	240(25)	142(18)	-	548(65)
	計	220(29)	51(12)	240(25)	142(18)	-	652(84)
1	農業	13(6)	15(6)	-	-	-	28(12)
	兼業	159(15)	-	189(20)	103(13)	-	451(48)
	計	172(20)	15(6)	289(20)	103(13)	-	480(59)
2	農業	108(18)	84(16)	6(2)	11(4)	10(3)	218(43)
	兼業	-	-	159(17)	71(9)	-	231(26)
	計	108(18)	84(16)	165(19)	82(13)	10(3)	449(69)
3	農業	169(24)	122(25)	11(2)	8(3)	19(6)	328(60)
	兼業	-	-	251(26)	119(16)	-	370(42)
	計	169(24)	122(25)	262(28)	127(19)	19(6)	698(102)
年間	農業	1,838(279)	1,200(236)	38(10)	63(22)	42(15)	3,181(562)
	兼業	325(37)	16(2)	2,634(276)	1,574(197)	-	4,548(512)
	計	2,163(307)	1,216(238)	2,672(284)	1,637(215)	42(15)	7,729(1,059)

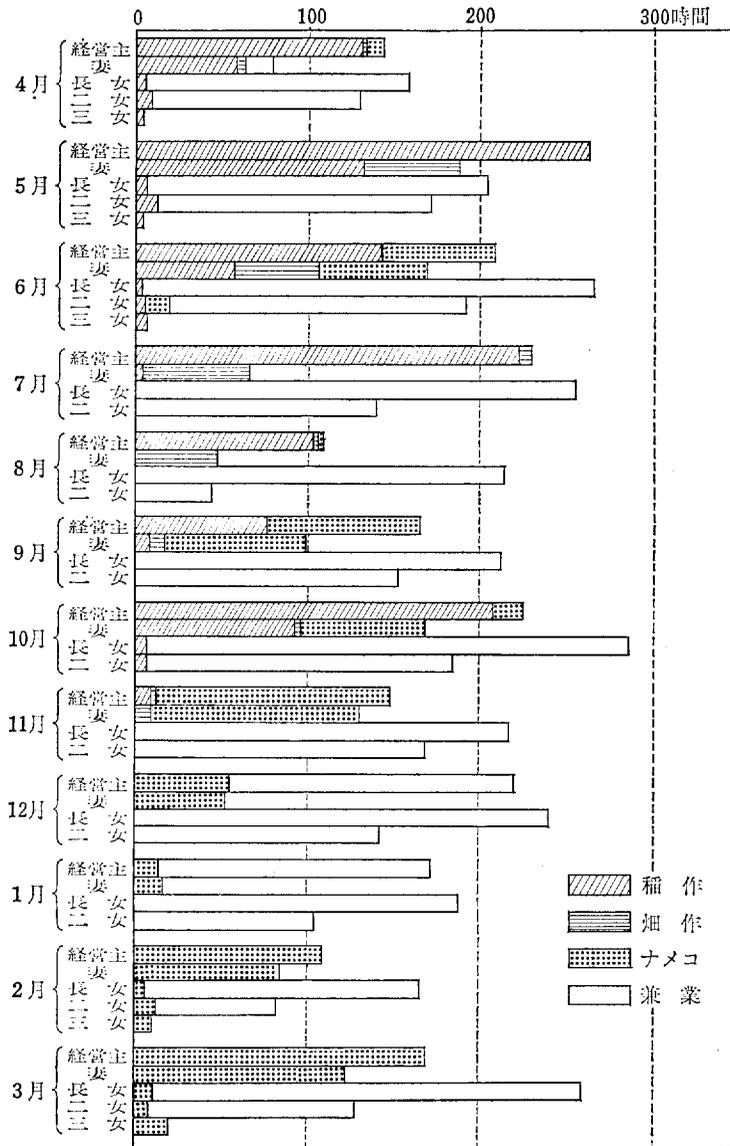
第2図 農業3部門および兼業労働時間(月別)



日数を続柄別にみると、経営主が三〇七日で最も多く、ついで長女二八四日、妻二三八日、二女二一五日、三女一五日の順となっている。

ただ、B農家の娘たちの農外就業は、家の再生産のためにおこなっている経営主の冬期農閑期における土建日雇就業とは性格が異なる。前節の注(8)に述べたように、娘たちは、食費として月々二万円程度の金を親に渡すにすぎない。家の再生産過程における経過的な農家世帯としての兼業であり、その限りでの多就業形態である。したがって、経営主のような家の

第3図 農業3部門および兼業労働時間（月別・続柄別）



第13表 年間1日平均生活時間

(単位:時間,分)

	経営主	妻	長女	二女	三女	
労働時間	6.42	3.41	8.03	4.50	0.08	
消費的生活時間	10.49	13.47	7.49	11.11	17.14	
うち {	在宅	9.16	12.03	7.17	10.38	11.42
	在宅外	1.33	1.44	0.32	0.34	{ 5.19 0.13
睡眠時間	6.29	6.31	8.08	7.59	6.38	
計	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00	

- 注(1) 1日の生活時間を0時から24時までとした。したがって睡眠時間は午前と午後の睡眠時間の合計である。
- (2) 外泊にかかわる日は、この計算から省いた。
- (3) 合計が合わない場合があるのは、30秒以上と未満はそれぞれ切り上げ、切り捨てとしたためである。以下同じ。
- (4) 三女の自宅外生活時間5時間32分のうち学校が5時間19分(上段)学校以外が(13分)下段である。

再生産のための兼業と、娘たちのようなそうでない兼業とは区別されて考えられるべきであろう。

(二) 消費的生活時間構造

(1) 在宅消費的生活時間

在宅消費的生活時間については、限られた時刻調査しかおこなわなかった。しかし、在宅消費的生活時間の総量は、総生活時間から労働時間と自宅外消費的生活時間を差し引いた数値として示される。第13表は、その一日平均である。第13表によれば、当然ながら労働時間の多いほど消費的生活時間が少ない。高校生の三女はともかくとして、恒常的に勤務に通う長女の労働時間が、八時間〇三分で最も多く、消費的生活時間は七時間四九分で最も少ない。妻の労働時間は、三時間四一分と最少で、消費的生活時間は、一三時間四七分と最も多い。妻が家事担当者だからである。

ところで、この在宅消費的生活時間の内容は、⁽¹⁾いうまでもなく、家事的・文化的・生理的生活時間などである。NHKの生活時間調査によって、昭和四五年と五五年の一〇年間の比較をとおして、農林漁業者の一般的動向をみておこう。第14表は、農林漁業者の平日における各生活行動の生活時間量である。この一〇年間に労働時間(仕事、家事、通勤の合計)が五二分減

第14表 農林漁業者の平日における生活時間量（NHK調査）

——昭和45年と55年との比較——

（単位：時間，分）

	昭和45年 (a)	55年 (b)	a - b	
すいみん	7.58	8.05	+0.07	
食事	1.35	1.37	+0.02	
身のまわりの用事	0.49	0.51	+0.02	
仕事	7.14	6.00	-1.14	
学業	0.03	0.00	-0.03	
家事	2.21	2.32	+0.11	
交際	総数	0.41	0.40	-0.01
	個人的つきあい	0.22	0.18	-0.04
	社会的つきあい	0.19	0.23	+0.04
休養	総数	0.38	0.44	+0.06
	くつろぎ・休息	0.35	0.38	+0.03
レジャー活動	0.15	0.15	±0.00	
移動	総数	0.16	0.30	+0.14
	通勤	0.09	0.21	+0.12
新聞・雑誌・本	0.13	0.18	+0.05	
ラジオ	0.21	0.34	+0.13	
テレビ	3.22	3.59	+0.37	
生活必需	10.23	10.34	+0.11	
労働	9.45	8.53	-0.52	
余暇	総数	4.57	5.51	+0.54
	自宅外	0.51	0.48	-0.03
在宅者	16.17	17.22	+0.05	
起床在宅者	8.23	9.20	+0.57	

注(1) 資料は、日本放送協会放送世論調査所『国民生活時間調査』昭和45年度、55年度。

(2) 数値は、それぞれの行動をおこなわなかった者まで含めた平均である。

(3) 調査時期は兩年度とも10月である。

(4) 生活必需は、すいみん、食事、身のまわりの用事の合計である。

(5) 労働は、仕事、家事、通勤の合計である。

(6) 余暇は、個人的つきあい、くつろぎ・休息、レジャー活動、新聞・雑誌・本、ラジオ、テレビの合計である。

(7) なお、この表では昭和55年度調査の用語を使用した。昭和45年度調査では異なる用語を用いているので参考のため掲げておく。農林漁業者は農林水産業従事者、レジャー活動は趣味・娯楽であった。

少し、余暇時間（個人的つきあい、くつろぎ・休息、レジャー活動、新聞・雑誌・本、ラジオ、テレビの合計）が五四分増加したことが最大の変化である。労働時間の内容については、家事時間が一分、通勤時間が二分増加したが、仕事時間が一時間四分と大きく減少した。余暇時間の内容では、個人的つきあいが四分減少し、レジャー活動に増減がなかったほかはすべて増加している。すなわち、くつろぎ・休息が三分、新聞・雑誌・本が五分、ラジオが一分三分とわずかながら増加しているなかで、テレビが三七分と大幅に増加している。すいみんは、七時間五八分から八時間〇五分と、七分増加した。

在宅消費的生活時間については、かぎられた時刻調査しかおこなわなかったので、B農家家族成員の在宅消費的生活行動を明らかにすることができない。ここでは、時刻調査から得られたかぎりでのB農家家族成員の生活行動の特徴をうかがってみよう。第15表は、起・就床時刻、睡眠時間、食事開始時刻の月平均を示したものである。なお、例示的に家族五人の四季の生活のみたのが第四図である。

起床……経営主と妻は、五月から一〇月まで六時以前に起床する。一二月から翌年三月までは六時過ぎに起床する。四月と一二月は移行期である。日曜・祭日でも起床時刻に大きな差異はなく、年平均で平日よりも経営主は六分、妻は五分遅いにす

〈ノート〉生活時間調査からみた農家の生活構造

ぎない。娘たちは、親の起床時刻よりほぼ一時間半遅い。長女は、七時から七時三〇分の間に起床し、新庄市街地の勤務先へ八時頃出かける。二女は、七時半から八時の間に起床し、八時二〇分頃部落内の勤務先に出かける。三女は、六時四〇分頃起床し、七時二〇分頃出かけ、七時五五分發福島行きの普通列車に乗り、〇高校に通う。ただし、日曜・祭日の娘たちの起床時刻はさらに遅くなり、年平均で平日よりも長女は五五分、二女は五八分、三女は一時間五〇分も遅い。

就床……経営主、妻、長女、二女の四人は、ほぼ同時刻の二三時から二四時の間に就床する。しかし、短大入試をめざす三女の就床は、一時から二時になることが多い。受験勉強が終わる三月には、家族全員の就床時刻が揃うようになる。ただ、土曜日の就床は、年平均で平日と比較して遅く、とくに三女は三四分遅い（経営主八分、妻が三分、二女が一〇分遅く、長女が一分早い）。

睡眠時間……起・就床時刻から予想されるように、経営主、妻、三女の年平均睡眠時間は、ほぼ六時間三〇分である。二女が七時間四〇分、長女が八時間一〇分である。とくに三女の場合には、入試の前後において睡眠時間に大きな差がある。すなわち、入試前の一月には、わずか四時間五十分の睡眠時間であるが、入試後の三月には、九時間一六分と二倍近い睡眠時間

時間, 食事開始時刻(月平均)

(單位: 時間, 分)

10	11	12	55年1月	2	3	年平均
5.52	6.01	6.15	6.38	6.32	6.29	5.56
5.45	5.59	6.08	6.15	6.27	6.24	5.52
7.22	7.50	7.43	7.36	7.59	7.49	7.23
7.42	8.10	8.17	8.22	8.15	8.04	7.49
7.03	7.26	7.44	7.51	8.14	8.19	7.23
23.31	23.42	23.18	23.29	23.20	23.29	23.26
23.05	23.10	23.03	23.54	22.54	23.06	23.19
23.10	23.09	23.19	23.20	23.06	23.10	23.16
23.39	23.55	0.15	0.09	24.00	0.11	23.52
1.36	2.38	2.25	1.38	23.29	23.04	0.50
6.23	6.20	6.56	7.15	7.11	7.00	6.30
6.39	6.49	7.04	6.22	7.31	7.20	6.32
8.02	8.42	8.23	8.19	8.52	8.40	8.07
8.05	8.17	7.56	8.17	8.17	7.50	7.39
5.28	4.51	5.34	6.27	8.47	9.16	6.36
7.48	7.54	7.41	7.55	8.07	8.02	7.48
7.54	7.59	8.17	8.23	8.07	8.08	7.57
8.07	8.16	8.14	7.56	8.18	8.16	8.04
8.15	8.30	8.37	8.39	8.34	8.25	8.21
7.26	7.41	8.05	8.06	8.35	8.39	7.46
12.25	12.36	12.15	12.09	12.29	12.19	12.23
12.24	12.42	12.41	12.16	12.29	12.20	12.25
12.23	12.53	12.43	12.54	12.30	12.18	12.29
12.29	12.48	12.49	12.30	12.31	12.17	12.28
12.44	13.32	13.40	12.46	12.30	12.20	12.43
18.42	18.31	18.03	18.00	18.24	18.25	18.51
18.44	18.31	18.05	18.00	18.27	18.25	18.59
19.09	18.42	18.10	18.06	18.25	18.30	19.05
18.42	18.30	18.03	18.00	18.24	18.30	18.46
18.47	18.30	18.03	18.00	18.24	18.26	18.54

第15表 起・就床時刻, 睡眠

		54年4月	5	6	7	8	9
起床時刻	經營主	5.53	5.24	5.33	5.29	5.30	5.44
	妻	6.04	5.32	5.35	5.29	5.19	5.36
	長女	7.05	6.59	7.04	7.06	7.01	7.11
	二女	7.23	7.24	7.21	7.39	7.40	7.41
	三女	7.18	6.58	6.41	6.47	7.33	7.02
就床時刻	經營主	23.25	23.20	23.09	23.27	23.41	23.18
	妻	22.59	23.19	23.53	23.25	23.32	23.22
	長女	23.12	23.25	23.34	23.18	23.10	22.59
	二女	23.35	23.29	23.41	23.33	23.53	0.07
	三女	0.51	0.28	24.00	0.11	0.54	1.23
睡眠時間	經營主	6.28	6.03	6.23	6.02	5.49	6.24
	妻	7.01	6.11	5.43	6.02	5.47	6.14
	長女	7.52	7.31	7.33	7.48	7.46	8.14
	二女	7.49	7.51	7.44	8.00	7.51	7.34
	三女	6.27	6.40	6.45	6.34	6.45	5.39
朝食開始時刻	經營主	7.34	7.38	7.47	7.45	7.46	7.46
	妻	7.33	7.40	7.49	7.47	7.54	7.50
	長女	7.46	7.51	7.58	8.04	8.01	8.00
	二女	8.03	8.13	8.07	8.19	8.22	8.15
	三女	7.34	7.12	7.09	7.20	8.07	7.35
昼食開始時刻	經營主	12.27	12.29	12.24	12.16	12.13	12.18
	妻	12.23	12.27	12.24	12.22	12.16	12.14
	長女	12.28	12.24	12.20	12.20	12.22	12.13
	二女	12.26	12.28	12.20	12.21	12.25	12.19
	三女	12.43	12.23	12.20	12.58	12.42	12.52
夕食開始時刻	經營主	19.08	19.36	19.40	19.30	19.17	19.02
	妻	19.15	19.55	20.10	19.55	19.21	19.01
	長女	19.20	19.29	20.15	20.04	19.31	19.19
	二女	19.08	19.24	19.12	19.03	19.19	19.01
	三女	19.11	19.38	19.33	19.31	19.24	19.13

の 生 活

稲刈期 昭和54年10月4日(木曜日)					冬期農閑期 昭和55年1月25日(金曜日)					時刻
経営主	妻	長女	二女	三女	経営主	妻	長女	二女	三女	
										時
										0.00
				就床						1.00
									就床	2.00
										3.00
										4.00
										5.00
起床	起床				起床	起床				6.00
糶摺り		起床	起床	起床朝食	起床朝食	起床	起床朝食	起床朝食	起床朝食	7.00
朝食	朝食	朝食	朝食		朝食	朝食	三女を送る	朝食		8.00
										9.00
米運搬(松枝)	なめこ採取				なめこ採取					10.00
昼食	昼食	通勤	通勤	通学	兼業(土建)昼食	昼食	通勤	通勤	通学	11.00
										12.00
										13.00
稲刈り	稲刈り									14.00
										15.00
夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	16.00
										17.00
										18.00
										19.00
										20.00
										21.00
										22.00
就床	就床				就床	就床				23.00
										24.00

第4図 四季

時刻	田 植 期 昭和54年5月25日(金曜日)					夏 季 農 閑 期 昭和54年8月8日(水曜日)				
	経営主	妻	長女	二女	三女	経営主	妻	長女	二女	三女
時										
0.00										
1.00										
2.00										就床
3.00										
4.00										
5.00	起床	起床				起床	起床			
6.00	田水管 理、除 草、散 布	苗水か け、苗 とり	起床			水管理	きゆう り取獲	起床	起床	
7.00	朝食	朝食	朝食	起床	朝食	朝食	朝食	朝食	朝食	
8.00				朝食	朝食					
9.00								朝食	朝食	起床
10.00		苗運 び、 補植					畑除草			朝食
11.00	田植									
12.00	昼食	昼食	通勤 (新庄)	通勤 (角沢)	高校 通学 (短大)	昼食	昼食		昼食	昼食
13.00								通勤 (夏休 み)	通勤 (夏休 み)	
14.00										
15.00										
16.00										
17.00	田植	苗運 び、 補植			苗水 かけ	種消毒	畑除草			
18.00										
19.00										
20.00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食
21.00										
22.00							就床			
23.00								就床	就床	
24.00	就床	就床	就床	就床	就床	就床				

となった。家族全員にとっていえることは、冬期の睡眠時間がそれ以外の季節より比較的多いということである。なお、さきにみたNHK調査の農林漁業者の睡眠時間(ほぼ八時間)の水準からみると、経営主と妻の睡眠時間(六時間三〇分)は著しく少ない。

食事開始時刻……自宅における三食について、家族全員が食事をしている回数は、朝食三一二回、昼食三一〇回、夕食二七九回である。昼食の回数が少ないのは、娘たちが勤務先や学校で食事をするからである。家族全員が食事をしている回数のうち、同時刻に食事を開始している回数は、朝食がわずかに八回、昼食が一九回であるのに対して、夕食が圧倒的に多く二二一回である。すなわち、家族全員が揃って食事をするのは、ほとんど夕食にかぎられる。したがって、親子の日常的な接触が余裕をもっておこなわれる時間帯は、夕食から就床までの間である。

農作業があるときは、経営主と妻が同時に食事をとる。出勤・登校時間に差のある三人の娘たちは、それぞれ別々に朝食をとっている。

以上の時刻調査から、家族成員間には、時間配分に差異があることがわかる。同じ農家家族の中で、農業者としての経営主と妻、サラリーマンとしての長女と二女、そして高校生としての三女が、それぞれ別々の行動パターンを採っているのである。

(2) 自宅外消費的生活時間

消費的生活時間の多少が、労働時間の多少と関連があることは、すでに述べたとおりである。しかし、自宅外消費的生活時間については、ただ単に労働時間の多少によって決まるというものではない。つきあいの程度やレクリエーションの多少に応じて、自宅外の消費的生活時間の多少が決まるからである。また、つきあいを例にとっても、部落、親戚、友人とのかかわりあい、家族成員の立場によっても異なるからである。

先に掲げた第13表の年間一日平均生活時間にみるとおり、三女の自宅外消費的生活時間が五時間三二分で最も多い。しかし、これは、高校に要した時間が大部分で、それ以外の時間は、わずかに三分で家族成員中最も少ない。ついで多いのが妻で一時間四分、ついで経営主一時間三三分、二女三四分、長女三二分となっている。自宅外消費的生活行動を、便宜上つきぎのように分類した。すなわち、第16表の総括表に示したとおり、(A)諸会合、(B)交際、(C)学校・受講、(D)レクリエーション、(E)買物、(F)送り迎えその他である。

(A) 諸会合

ここには、社会的つきあいのかなりの部分が含まれる。部落組織をはじめ、農協、学校などに関するものである(第17表)。この諸会合をさらに、(1)自治、(2)農業経営、(3)生活改善に分け

第 16 表 自宅外消費的生活時間（總括）

（單位：時間，（ ）内は日數）

	經營主	妻	長女	二女	三女	計
(A) 諸 会 合	584(72)	234(29)	3(2)	5(1)	-	825(104)
(B) 交 際	156(22)	253(29)	166(21)	28(5)	35(5)	638(80)
(C) 学 校・受 講	-	120(26)	85(23)	87(22)	1,926(211)	2,216(282)
(D) レクリエー ション	112(34)	73(16)	57(5)	85(17)	66(7)	393(79)
(E) 買 物	6(2)	49(15)	7(2)	16(3)	12(4)	89(26)
(F) 送り迎えその他 計	22(12)	326(54)	17(12)	5(3)	257(19)	627(100)
	879(142)	1,054(169)	335(65)	226(51)	2,297(246)	4,790(673)

第 17 表 諸 会 合 (A)

（單位：時間，（ ）内は日數）

	經營主	妻	長女	二女	三女	計
(イ) 自治（計）	242(32)	85(14)	3(2)	-	-	329(48)
部落役員会・隣組	50(10)	46(4)	-	-	-	97(14)
小 学 校	12(2)	3(2)	-	-	-	15(4)
交通安全	-	20(3)	-	-	-	20(3)
道 路	6(3)	-	-	-	-	6(3)
林 野	10(2)	-	-	-	-	10(2)
古 峯 講	85(4)	-	-	-	-	85(4)
選 挙	80(11)	16(5)	3(2)	-	-	98(18)
(ロ) 農業經營（計）	342(40)	-	-	-	-	342(40)
農 協	297(29)	-	-	-	-	297(29)
堰 掃 除	10(4)	-	-	-	-	10(4)
最上川揚水，土地基盤整 備事業地区下見，説明会	8(3)	-	-	-	-	8(3)
転作説明会	4(1)	-	-	-	-	4(1)
そ の 他	24(3)	-	-	-	-	24(3)
(ハ) 生活改善（計）	-	149(15)	-	5(1)	-	154(16)
生活改善役員会，総会	-	116(10)	-	-	-	116(10)
〃 実演会，展示会	-	20(2)	-	-	-	20(2)
農協婦人部	-	8(2)	-	-	-	8(2)
農協まつり	-	5(1)	-	5(1)	-	5(1)
諸会合（計）	584(72)	234(29)	3(2)	5(1)	-	825(104)

た。

(イ) 自治に関する会合

主として部落自治に関わるつきあいである。自治に費やした時間のうち、経営主と妻の割合は、それぞれ七割以上および三割弱である。経営主は、部落役員を務めるなかで、部落役員会(八日、四二時間)、新年会(一日、五時間)、隣組常会(一日、三時間)などに出席している。妻は、隣組常会(三日、三五時間)、婦人部集會(一日、一一時間)に出席している。小学校に関しては、経営主が校庭の庭木囲い(一日、四時間)、校舎落成式(一日、八時間)に、妻が交通整理(一日、一時間)、飲送迎会(一日、二時間)に出ている。交通安全の広報活動や研修会には、妻が出かけている(三日、二〇時間)。部落内道路の砂利敷き、側溝修理、工事説明会には、経営主が出ている(三日、六時間)。さらに経営主は、部落共有林の役員会・刈払(一日、二時間、一〇時間)に出ている。また、経営主は、部落の慣習としておこなわれている火難よけを祈願するための古峯神社代参に栃木県鹿沼市(四日、八五時間)へ出かけている。角沢部落には、古峯講(古峯原講とも)が七組(一組一〇一五軒)ある。一月一三日は、古峯原様の縁日で、毎年その日三人の代参人をえらぶ。最後に、県議選挙の応援活動と投票では、経営主が八〇時間(一日)、妻が一六時間(五日)、長女が三時間

(二日)をそれぞれ費やしている。

(ロ) 農業経営に関する会合

農協、水利、圃場、転作などに関するものが、農業経営関係の会合に含まれる。専ら経営主が分担する。経営主は、農協役員を務めている関係で農協活動が大部分を占める。農協活動をやや詳しくみると、役員会一四九時間(二七日)、米価要求大会八〇時間(東京都、五日)、部落座談会一六時間(二日)、農協総会一〇時間(一日)、農協理事選挙九時間(二日)、肉牛共進会八時間(一日)、いも煮会七時間(一日)、農協へ所用二時間(一日)などである。その他には、部落の堰掃除一〇時間(四日)、最上川揚水・土地基盤整備事業の地図下見・説明会八時間(三日)、転作説明会四時間(一日)、B農家のナメコ出荷先のS食品の招待小旅行(宮城県鳴子町、二三時間||二日)などがある。

(ハ) 生活改善に関する会合

妻は、山形県生活改善実行グループの理事を務めており、その役員会・総会(二〇日、一一六時間)、実演会・展示会(二日、二〇時間)に出席している。なお、この生活改善の項には、農協婦人部(三日、八時間)、農協まつり(一日、五時間)に関する妻の行動を含めた。また、二女の五時間(一日)は、妻と一緒に農協まつりに出かけたものである。

第18表 交 際 ほ か (B)~(F)

(単位：時間、()内は日数)

	経営主	妻	長女	二女	三女	計
(B) 交際(計)	156(22)	253(29)	166(21)	28(5)	35(5)	638(80)
婚 礼	57(7)	94(8)	-	-	-	152(15)
正月礼など	10(3)	15(3)	25(3)	1(1)	-	51(10)
親戚・友人訪問	19(4)	21(5)	133(15)	-	-	174(24)
法事など	70(8)	121(11)	1(1)	1(1)	7(2)	200(21)
見 舞	-	2(2)	-	-	-	2(2)
慰労会など	-	-	7(2)	26(3)	29(3)	61(8)
(C) 学校・受講(計)	-	120(26)	85(23)	87(22)	1,926(211)	2,218(282)
(D) レクリエーション(計)	112(34)	73(16)	57(5)	85(17)	66(7)	393(79)
趣 味	66(23)	36(8)	-	23(9)	-	125(40)
旅 行	9(1)	10(1)	49(3)	36(2)	47(3)	151(10)
スポーツ	33(9)	15(3)	-	23(5)	13(2)	84(19)
その他	4(1)	11(4)	8(2)	4(1)	6(2)	33(10)
(E) 買物(計)	6(2)	49(15)	7(2)	16(3)	12(4)	89(26)
(F) 送り迎えその他(計)	22(12)	326(54)	17(12)	5(3)	257(19)	627(100)

(B) 交 際

ここでは、冠婚葬祭や親戚・友人とのつきあい、が中心である。経営主と妻は、家としてのつきあいが主であり、三人の娘たちは、交友や職場・学校でのつきあいが主である(第18表参照)。

婚礼には、経営主が三回出席している。最初は従弟(母の妹の息子)、二番目は曾祖父(婿)の妹の嫁入り先であるN家の長女、三番目は分家の長男の婚礼である。従弟の場合には、結婚式(と披露宴)に出席した(一日、一時間)だけであるが、N家の長女の場合には、結納(一日、四時間)と結婚式(一日、一時間)に出席している。さらに、分家の長男の場合には、豆もらい(五時間)、結納(八時間)、結婚式(一二時間)、びん酒(七時間、合計四日、三時間)に出席している。「豆もらい」とは、定めの酒のこと、「びん酒」とは、近所の人たちや友人を招待する後振舞のことである。

妻は、姪(姉の娘)の結婚式に出席するため、新潟市へ出かけた(二日、三五時間)。前述の経営主が出席した三回の婚礼のそれぞれには、妻が手伝いに出かけている。すなわち、従弟の結婚式と後振舞(二日、二四時間)、N家の長女の結婚式(一日、一二時間)、分家の長男の結納、

(八時間)、結婚式(一一時間)、後振舞(四時間)の手伝いに出かけている。

「正月札など」の項の内容は、正月札のほか八幡神社初詣、月おくれの桃の節句への招待、岩田帯しめ祝、出産祝、会社新年会などを含んでいる。

経営主は、分家と祖父の実家へ正月札に出かけた(それぞれ六時間と三時間)。元旦には、経営主・長女・二女の三人が、角沢部落の八幡神社の初詣に出かけた。妻は、従姉(母の兄の娘)の月おくれの桃の節句への招待(六時間)、分家の岩田帯しめ祝(四時間)、同家の出産祝(五時間)に出かけている。長女は、天童市でおこなわれた会社の新年会(二日、二四時間)に出かけている。

「親戚・友人訪問」の項には、親戚・友人訪問のほか、親戚への荷送りを含めた。経営主は、叔父訪問(二日、一四時間)、兄弟・親戚への荷送り(二日、五時間)をしている。妻は、経営主と一緒に経営主の叔父を訪問し、母の実家(二時間)や友人(二日、五時間)を訪ねている。長女は、一回友人を訪ねており、地域的拵がりは、角沢部落から千葉県野田市にまで及んでいる(一五日、一三三時間)。

法事などでは、経営主が法事・葬式など(六日、五三時間)に、また、盆の親戚回り(一日、五時間)に出かけている。妻

は、法事・葬式など(五日、七七時間)に、また、父・兄の墓参りや親戚の仏様参り(四日、三四時間)に、さらに、部落内の親戚の主婦と施餓飢供養(一日、五時間)に出かけている。旧盆の墓参りには、経営主と三人の娘たちが出かけ、妻が留守番をしている。部落内の親戚の病氣見舞には、妻が出かけている。

慰労会などは、すべて三人の娘たちの生活行動である。長女は、会社の慰労会と会社の同僚の送別会に、二女は、職員慰労会、忘年会に、三女は、中学時代の同級会と高卒後の送別会にそれぞれ出席している。

(C) 学校・受講

三女は、高校へ二二一日(一九二六時間)通った。このうちには、クラブ活動(バレーボール)、補習、模擬テスト、文化祭、小旅行、卒業式、離散会、クラスお別れ会(合計一七日、一三八時間)などが含まれている。

受講の内容は、医療事務講座、食品アドバイザー講座などである。医療事務講座を受けたのは、妻、長女、二女の三人である。受講時間は、それぞれ八一時間(一九日)、八五時間(二三日)、八七時間(二三日)である。ほかに、妻には食品アドバイザー講座のスクーリング(三日、三三三時間)があり、求職行動(三日、四時間)、自動車運転法令講習会受講(二時間)が

ある。

このような農業生産関係以外の受講資格取得行動の直接的理由は、妻の場合には三女が短大に入れば、仕送りをする必要があり、そのため資格を取って就職することを考えたのである。長女や二女にとつての受講は、臨時事務職員から安定した正職員への道をめざしたものである。

(D) レクリエーション

B 農家家族成員のレクリエーション活動は、かなり活発といえる。経営主は、三味線を習い、野球・スキーなどを行っている。妻は、短歌を習い、わらび採りをし、スキーをしている。二女は、茶花を習い、バスケットやスキーをしている。三女は、バスケットやスキーをしている。そして家族全員が一、二度の旅行を楽しんでいる。以下、やや詳しくみていこう。

趣味では、経営主が、角沢部落内の友人宅で同好者と三味線を二三日(六六時間)習った。妻は、単独で新庄市民館の短歌教室や短歌会の会合に五日(二五時間)参加し、角沢部落内の四〇〜五〇歳の主婦の同好者一五人(ほかに三〇歳の主婦一〇人のグループがある)と部落内で民謡を二日(六時間)習い、部落内の親戚の婦人三人と一日(六時間)映画観賞した。二女は、茶の稽古に五日(一四時間)、花の稽古に四日(九時間)出かけた。茶花の先生は、彼女の小学校時代の先生で、勤

務先の小学校の先生たち四五人と通った。

旅行では、経営主と三女が、法事に呼んだ親戚の人たちを、最上川舟下り・羽黒山へ案内している。妻は「丑の湯治」ということで日帰り最上町瀬見温泉へ出かけた。これは、角沢部落内の五人の婦人が、五葉会(ごはつかい)という楽しみ会をつくっており、この年のプランであった。長女が、三日間の旅程で岩手県花巻温泉へ社員旅行を、二女が、秋田県男鹿半島へ二日間の職員旅行を、三女が、宮城県の金華山へ友人と二日間の旅行をそれぞれ楽しんでい

る。スポーツでは、経営主と妻と二女が、野球に出かけている。

この野球は、市の企画による学区(一一学区)対抗として開催され、角沢学区チームとして参加した。チーム編成には年齢が加味されており、経営主は四〇代の選手として出場した。妻と二女の場合は応援であるが、経営主は、準備・実技・反省会を合わせて六日(一九時間)出かけている。長女を除く四人が、蔵王へ日帰りのスキーに出かけている。二女と三女が、一緒に市企画のサークル活動としてのバスケット(一日、三時間)に参加した。一度バスケットをやってみたかったのである。なお、経営主が、市企画の学区対抗の駅伝と市民運動会の角沢部落の団結式に出席している。また、二女が、職員体育大会とその慰労会に参加している。

そのほか、妻が、角沢地域内で部落内の親戚・友人三人とわらび採りを二日（五時間）おこなっている。また、家族全員が新庄祭り・植木市に出かけている。最初は、妻と三女が一緒に、つぎは、長女が友人と、三番目は、家族全員五人で出かけている。

(四) 買物

買物は、主として妻の仕事である。買物に要した時間の総数八九時間（二六日）は、必ずしも多いものではない。買物は、ほとんど新庄市街地のデパート、スーパー、商店などでなされているが、ほかの用件で新庄市街地へ出かけることが多く、そのついでに買物をするためである。妻が大部分買物をするほか、経営主が、親戚への土産物として将棋の駒を天童市へ買い求めに行ったり、娘たちが、彼女たちの身の回り品や友人への贈物を買いたい求めるための若干の買物行動がある。

(五) 送り迎えその他

ここには、自動車による送り迎えのほか、理容、健康診断・治療、市役所や郵便局への所用などを含めた。

自動車による送り迎えは、大部分は三女を新庄駅まで送り迎えするものである。経営主が、三女・妹・姪を七回、妻が経営主・長女・二女・三女を一八回、長女が二女・三女を二回それぞれ送り迎えしている。妻の回数が最も多い。なお、自動車

運転免許取得年は、経営主が昭和三八年、妻が四〇年、長女が五二年である。元来、送り迎えは、親密な人間関係を表わす振舞い方の一つであるが、それが今日自動車による送迎として頻繁に行なわれているのは興味深ぶかい。

理容では、経営主が二回、妻が七回、長女が一回それぞれ新庄市街地へ出かけている。

健康診断では、一般的な健康診断、レントゲン検査、ガン検査などがおこなわれている。経営主と妻は、市の保健所から部落をとおして、長女と二女は職場を、三女は学校をとおしておこなわれる。

そのほか、経営主・妻・三女が、高校、市役所、郵便局、写真店などへ出かけている。

(三) 生活行動の地域的拡がり

以上、自宅外の消費的生活行動をみてきたが、ここでは、農業労働を除き、兼業労働を含めた自宅外生活行動の地域的拡がりについて述べることにする。続柄別、目的別、距離区分別にその回数を示したのが第19表である（第五図参照）。概していえることは、自宅外的生活行動が、かなり活発であると同時に、遠距離が多いということである。五人の家族員が自宅外に出かけた回数は、総数一一五六回である。部落内二九八回（二六％）

第19表 自宅外生活行動の目的別、距離区分別回数

(単位：回、()内は%)

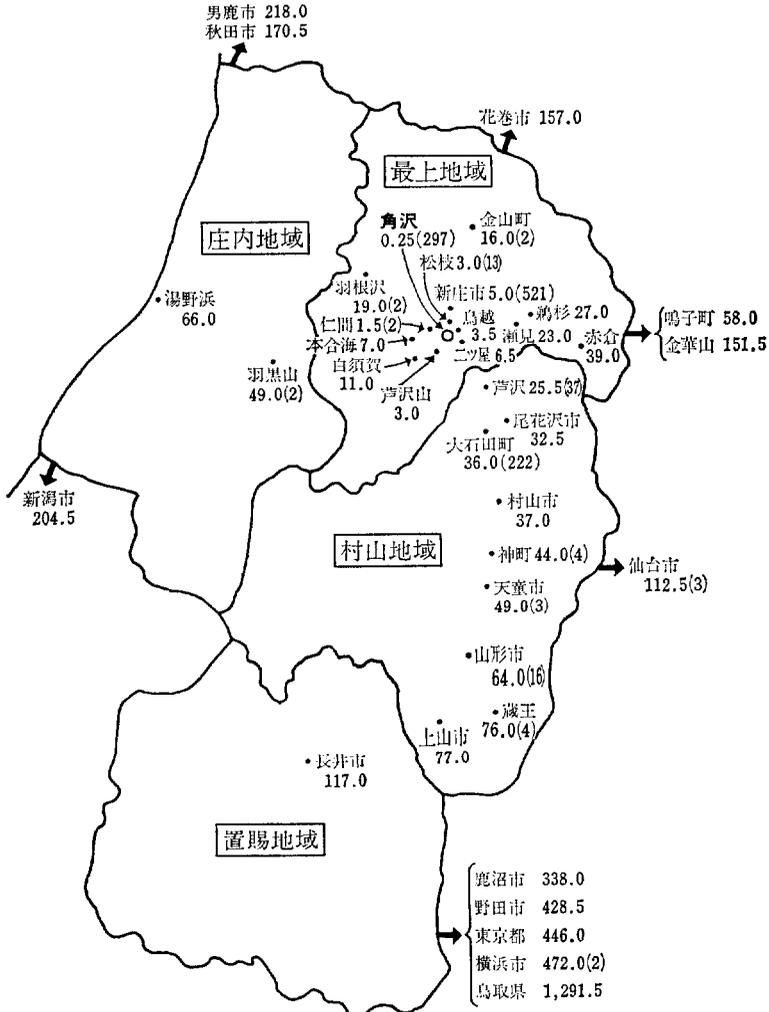
目的		距離区分	経営主	妻	長女	二女	三女	計	
兼業労働		部落内	-	2(1)	-	197(80)	-	199(17)	
		4～8km	-	-	295(84)	-	-	295(26)	
		20～40	37(22)	-	-	-	-	37(3)	
		小計	37(22)	2(1)	295(84)	197(80)	-	531(46)	
諸会合	自治	部落内	21(12)	6(4)	2(1)	-	-	29(3)	
		4～4	1(0)	2(1)	-	-	-	3(0)	
		4～8	7(4)	-	-	-	-	7(1)	
		8～20	-	2(1)	-	-	-	2(0)	
		20～40	1(0)	2(1)	-	-	-	3(0)	
		栃木県鹿沼市	1(0)	-	-	-	-	1(0)	
		小計	31(18)	12(8)	2(1)	-	-	45(4)	
	農業経営	部落内	9(5)	-	-	-	-	-	9(1)
		4～4	1(0)	-	-	-	-	-	1(0)
		4～8	20(12)	-	-	1(0)	-	-	21(2)
		宮城県鳴子町	1(0)	-	-	-	-	-	1(0)
		東京都	1(0)	-	-	-	-	-	1(0)
		鳥取県	1(0)	-	-	-	-	-	1(0)
		小計	33(19)	-	-	1(0)	-	34(3)	
生活改善		部落内	-	2(1)	-	-	-	2(0)	
		～4	-	1(0)	-	-	-	1(0)	
		4～8	-	5(3)	-	-	-	5(0)	
		40～80	-	4(3)	-	-	-	4(0)	
	小計	-	12(8)	-	-	-	12(1)		

目的	距離区分	経営主	妻	長女	二女	三女	計
交 際	部 落 内	10 (6)	11 (7)	2 (1)	1 (0)	-	24 (2)
	4 ~ 8	-	1 (0)	-	-	-	1 (0)
	8 ~ 20	6 (4)	5 (3)	9 (3)	2 (1)	3 (1)	25 (2)
	20 ~ 40	-	1 (0)	-	-	1 (0)	2 (0)
	40 ~ 80	1 (0)	-	1 (0)	-	-	2 (0)
	80 ~ 田 市	3 (2)	5 (3)	2 (1)	1 (0)	-	11 (1)
	秋 田 市	-	-	1 (0)	-	-	1 (0)
	新 潟 市	-	1 (0)	-	-	-	1 (0)
	千 葉 県 野 田 市	-	-	1 (0)	-	-	1 (0)
	小 計	20 (12)	25 (16)	16 (5)	4 (2)	4 (2)	69 (6)
学 校 ・ 受 講	部 落 内	-	1 (0)	-	-	-	1 (0)
	4 ~ 8	-	21 (14)	23 (6)	22 (9)	-	66 (6)
	20 ~ 40	-	-	-	-	210 (89)	210 (18)
	40 ~ 80	-	4 (3)	-	-	-	4 (0)
	仙 台 市	-	-	-	-	1 (0)	1 (0)
小 計	-	26 (17)	23 (6)	22 (9)	211 (90)	282 (24)	
レ ク リ エ ー シ ョ ン	部 落 内	27 (16)	4 (3)	-	-	-	31 (3)
	~ 4	-	-	-	9 (4)	-	9 (1)
	4 ~ 8	5 (3)	10 (6)	2 (1)	5 (2)	3 (1)	25 (2)
	20 ~ 40	-	1 (0)	-	-	-	1 (0)
	40 ~ 80	2 (1)	1 (0)	-	1 (0)	2 (1)	6 (1)
	秋 田 県 男 鹿 市	-	-	-	1 (0)	-	1 (0)
	宮 城 県 金 華 山	-	-	-	-	1 (0)	1 (0)
	岩 手 県 花 巻 市	-	-	1 (0)	-	-	1 (0)
小 計	34 (20)	16 (10)	3 (1)	16 (7)	6 (3)	75 (6)	

買物	4	~	8	1 (0)	14 (9)	2 (1)	2 (1)	3 (1)	22 (2)
	8	~	20	-	1 (0)	-	-	1 (0)	2 (0)
	40	~	80	1 (0)	-	-	1 (0)	-	2 (0)
	小計			2 (1)	15 (10)	2 (1)	3 (1)	4 (2)	26 (2)
送り迎え, その他	部	落	内	1 (0)	2 (1)	-	-	-	3 (0)
	4	~	4	1 (0)	3 (2)	-	-	-	4 (0)
	8	~	8	6 (4)	30 (19)	12 (3)	3 (1)	4 (2)	55 (5)
	20	~	40	2 (1)	7 (5)	-	-	3 (1)	12 (1)
	40	~	80	2 (1)	1 (0)	-	-	1 (0)	4 (0)
	仙	~	市	-	1 (0)	-	-	1 (0)	2 (0)
横	合	市	-	-	-	-	1 (0)	2 (0)	
小計			12 (7)	45 (29)	12 (3)	3 (1)	10 (4)	82 (7)	
総計	部	落	内	68 (40)	28 (18)	4 (1)	198 (81)	-	298 (26)
	4	~	4	3 (2)	7 (5)	-	9 (4)	-	19 (2)
	8	~	8	45 (27)	85 (55)	343 (97)	35 (14)	13 (6)	521 (45)
	8	~	20	-	4 (3)	-	-	2 (1)	6 (1)
	20	~	40	41 (24)	10 (7)	1 (0)	-	213 (91)	265 (23)
	40	~	80	8 (5)	15 (10)	2 (1)	3 (1)	3 (1)	31 (3)
	80	~	宮	-	-	1 (0)	-	-	1 (0)
	宮	城	県	1 (0)	1 (0)	-	-	3 (1)	5 (0)
	秋	田	県	-	1 (0)	-	1 (0)	-	2 (0)
	岩	手	県	-	-	1 (0)	-	-	1 (0)
	新	瀧	県	-	1 (0)	-	-	-	1 (0)
	栃	木	県	1 (0)	-	-	-	-	1 (0)
	東	京	都	1 (0)	-	-	-	-	1 (0)
	神	川	都	-	1 (0)	-	-	1 (0)	2 (0)
	千	葉	県	-	-	1 (0)	-	-	1 (0)
鳥	取	県	1 (0)	-	1 (0)	-	-	1 (0)	
小計			169 (100)	153 (100)	353 (100)	246 (100)	235 (100)	1,156 (100)	

第5図 角沢部落から外出先までの距離（道路による）

（単位：km，（ ）内は2回以上の延べ回数）



注(1) 距離の計測には道路地図を使用し、道路地図で不明な場合は、マップメーカーで計測した。

(2) 行先が角沢部落の場合の距離は、生活行動のなかで最も回数の多いのが、二女の小学校の通勤なので、自宅から小学校までの距離0.25kmに統一した。

(3) 図示したほかの行先として稲舟地区（27.0 km）がある。生活行動の回数は2回である。

第20表 8 km 以上地点への目的別自宅外生活行動

目的	行先, 距離 (km)	経営主	妻	長女	二女	三女												
兼業労働	芦沢(尾花沢市) 25.5	兼業(37)																
諸会合	自治 羽根沢(鮭川村) 19.0 稲舟地区 27.0 赤倉(最上町) 39.0 栃木県鹿沼市 338.0	部落役員慰労会 古峯神社参拜	婦人部慰労会 交通安全研修会 ◇ 広報活動(2)															
							農業経営 宮城県鳴子町 58.0 東京都 446.0 鳥取県 1,291.5	招待会 米価要求大会 農協役員研修										
													生活改善 天童市 49.0 山形市 64.0		理事会 ◇, 総会 実演会 理事会			
	交際	白須賀(大蔵村) 11.0 鶴杉(最上町) 27.0 尾花沢市 32.5 村山市 37.0 天童市 49.0 山形市 64.0	叔父訪問 葬式(2)	結婚式後振舞 葬式 夫の叔父訪問 葬式 父, 兄の墓参り(2) 法事	友人訪問 会社新年会 友人訪問		送別会											
								湯野浜(鶴岡市) 66.0 長井市 117.0 秋田市 170.5 新潟市 204.5 千葉県野田市 428.5	母の法事 結婚式	友人訪問 友人訪問	忘年会							

目 的	行先, 距離 (km)	経 営 主	妻	長 女	二 女	三 女
学 校, 受 講	大石田町 36.0		資格試験 スクーリング(3)			学校 (210)
	山形市 64.0					学校の小旅行
	仙台市 112.5					
レ ク リ エ ー シ ョ ン	瀬見(最上町) 23.0	旅行(親戚案内) スキー	丑湯治 スキー	社員旅行	スキー 職員旅行	旅行(親戚案内) スキー 旅行(友人と)
	羽黒山(羽黒町) 49.0					
	蔵王(山形市) 76.0					
	宮城県金華山 151.5					
	岩手県花巻市 157.0					
秋田県男鹿市 218.0						
買 物	金山町 16.0		買物		買物	買物
	山形市 64.0					
送 り 迎 え, そ の 他	大石田町 36.0	三女送り 学校へ	三女送り (3) 学校へ (2) 卒業式 写真店へ			学校へ (2)
	神町(東根市) 44.0	姪迎え 入試手続き	入試手続き 入試付き添い シ			写真店へ
	仙台市 112.5					入試手続き 入試 シ
	横浜市 472.0					

注: () 内の数字は2回以上の回数である。

に対して、部落から八キロメートル以上の地点まで出かけた回数が、三一八回(二八%)におよぶ(第20表参照)。また、県外に一五回(一%)出かけているが、これは比較的多い回数と思われる。経営主は、ナメコ出荷先の招待会(宮城県鳴子町)、古峯神社参拝(栃木県鹿沼市)、米価要求大会(東京都)、農協役員視察(鳥取県)など四回。妻は、三女の入試付き添い(仙台市、横浜市)、結婚式(新潟市)、法事(秋田市)など四回。長女は、社員旅行(岩手県花巻市)、友人訪問(千葉県野田市)など二回。二女は、職員旅行(秋田県男鹿市)一回。三女は、入試(仙台市、横浜市)、旅行(仙台市、金華山)など四回である。

家族全体で距離区分別回数をみると、三つの山がある。すなわち、部落内二六%、四〜八キロメートル四五%、二〇〜四〇キロメートル二三%である。これは、すでにみたように、それぞれの家族成員が、兼業や消費的生活行動にかかわって社会関係が凝縮する地点の区分をあらわしている。一つは部落内の行動で、二女が部落内に勤務先があるので最も多く、ついで経営主が、諸会合、レクリエーション、交際などで、さらに、妻が交際、諸会合、レクリエーションなどで多い。二つは四〜八キロメートル圏域の行動で、長女が新庄市街地に勤務先があり、それに受講が加わり最も多く、ついで妻が送り迎え、受講、買

物などで多く、経営主の諸会合、二女の受講が続く。三つ目の二〇〜四〇キロメートル圏域の行動では、高校通学をする三女が最も多く、ついで兼業労働に出かけている経営主が多い。

注(一) 農家の在宅生活時間の内容である家事的・文化的・生理的生活時間以外に、農業生産の節目からくるサナブリ、カリアゲや農休日など休息や祝の行事がある。角沢部落ではつぎのとおりである。

サナブリ……田植え終了後は一週間後におこなう。部落内の田植えの終了状況を見はからって、部落で相談して日々を決める。戸毎に三日間おこなう。初日は仕事をす。あとの二日を休む。昭和四八〜四九年頃から土・日曜日が入る三日間(例えば金・土・日曜日)とするようになった。

カリアゲ……戸毎に餅を搗く。昔は田植えのときに、田植見舞と称して、醬油、魚、酒などを持って町場の親戚の人たちが来た。これらの人たちにカリアゲ餅を配った。

農休日……昭和三〇年頃まで、毎月一日と一五日が農休日だった。その後毎月第一、三日曜日となった。(2) 部落の新年会は、昭和四九年部落公民館が完成して以来そこでやるようになった。それまでは、新年会として部落の人たちが一同に会することはなく、親戚が相互に挨拶回りをするだけであった。

別表：B農家が昭和55年春の彼岸に小豆ダンゴを配った家

父系	曾祖父(婿)の実家	N. K	本家
	" の妹の婚家	N. S	分家
	" の妹の婚家	T. H	本家
	祖父(婿)の実家	O. Y	
	" の妹の婚家	T. M	分家
	父の姉の婚家	O. K	
母系	祖母の妹の婚家(母の実家)	M. S	
	" の妹の婚家	K. G	分家
	" の妹の婚家	I. N	
	B農家の分家(4代前)	K. T	
	K. T家の姻戚	T. N	
	祖父の若勢	T. K	
	"	S. G	
	関係不明	K. T	
	"	O. S	
	"	K. T	
	"	K. H	本家
	"	N. M	

注(1) 続柄はB農家の経営主から見たもの。

(2) 合計18戸のうち角沢10戸、志津6戸、大谷地1戸、新庄市街地1戸である。

(3) 笹喜四郎『かつろく風土記』(昭和四七年)、一五八〜一五九頁の定めの酒参照。

(4) 笹喜四郎『前掲書』、一六二頁びん酒参照。

(5) B農家が、五五年春の彼岸に別表の家に小豆ダンゴを配った。またB農家では、配った家から小豆ダンゴをもらっている。昔は、正月、盆、秋の彼岸にも配った。現在、小豆ダンゴをお互いに配りあうことについて、意見が対立しており決着していない。一つは主婦層の意見で「食べきれないダンゴを沢山もらっても仕方がないから止めたほうがよい」というもの。もう一

つは老婦人層の意見で「素朴な気持で自分たちがつくったダンゴを仏様にあげることが止めたくない」というものである。

(6) この医療事務講座は、県立新庄病院から求人があった。開設されたという。受講者は七人であった。

(7) 三味線の先生を金山町から招いた。会の名称はない。七人が習い、うち角沢部落の人が五人、大谷地一人、松本一人である。月謝は月三〇〇〇円。先生の都合がつかなくなり、その後は三味線を習っていない。

(8) この五葉会は、小旅行や花見を目的として、昭和五

○年に組織された。その契機は、部落内にある簡易郵便局の積立貯金(月五〇〇円)であった。五人の都合がつかず計画を実行しない年もあった。

四 むすび——四四年調査との比較——

以上、B農家の生活構造を時間的側面から検討した。まえがきで述べたように、昭和四四年に同様の調査をA農家について実施しているので、これと比較しながら本稿のまとめとしたい。A、B両農家の調査時点には一〇年のズレがあるが、特記しないかぎり、調査時点の状況で比較する。

(一) 農業生産においては、A、B両農家ともに水稻生産を基軸としていることに変わりはない。A農家の自作田面積は二・七ヘクタールであり、B農家は二・五ヘクタールであった。このほか、A農家では、上荒俣部落の圃場整備事業完了後の昭和五〇年から田六〇アールを受託しており、B農家も田八〇アールの受託がある。また、農業機械の導入状況も、多少の遅速はあるが、ほぼ同様である。したがって、稲作の規模とその経営形態では、A、B両農家に大差がないとみてよいであろう。ただ、異なる点として、上荒俣部落で大型トラクターの共同利用があるのに対して、角沢部落では個別対応であることをつけ加えておこう。

《ノート》 生活時間調査からみた農家の生活構造

(二) 家族形態では、A農家が二世代夫婦の家族であるのに対して、B農家は経営主の父母がすでに死亡しているので一世代夫婦の家族形態をとっている。これを労働力構成からみると、A農家は、経営主(六〇歳)、妻(五七歳)、長男(三五歳)、嫁(三三歳)の四人、B農家は、経営主(四九歳)、妻(四五歳)、長女(二二歳)、二女(一九歳)の四人で構成されている。これは、経営主の年齢一歳の開きにみられるように、同じ直系家族の家族形態の循環過程のもとの、ライフサイクルにおける階梯の差の表現とみなしてもよいであろう。

(三) このような両農家の家族構成の差異は、それぞれの農家経営における家族成員の役割分担の仕方の相違となつてあらわれている(以下第21表参照)。まず、耕種農業面での仕事の分担をみてみよう。稲作において、A農家では、三五歳の長男と嫁が基幹的労働力であり、六〇歳の経営主とその妻はその補助的労働力であった。B農家では、四九歳の経営主とその妻が基幹的労働力であり、娘たちは農繁期に少し手伝う程度にすぎない。畑作では、A農家は老妻と嫁が、B農家では妻が労働力であり、両農家とも畑作はもっぱら女性の担当部門となっている。さらに、耕種以外の部門については、A農家では肥育牛と庄内柿を老経営主が、B農家ではナメコを経営主と妻が担当している。

主要な役割分担

B 農 家 (昭和54年調査)						
		経営主(49歳)	妻(45歳)	長女(22歳)	二女(19歳)	三女(17歳)
労働	農業	稲作 ナメコ	稲作 畑作 ナメコ	稲作(手伝い) ナメコ(手伝い)	稲作(手伝い) ナメコ(手伝い)	稲作(手伝い) ナメコ(手伝い)
	兼業	土建(冬期)		事務(通年)	事務(通年)	
諸会合	自治	部落の会合 小学校庭木囲い 道路砂利敷き 山林刈り払い 古峯講 選挙	隣組 小学校交通整理 交通安全広報活動 選挙			
	農業経営	農協 土地改良区 堰掃除 転作				
	生活改善		生活改善 農協婦人部			
交 際		婚礼 正月礼 親戚訪問	婚礼, 同手伝い 出産祝, 病氣見舞 親戚・友人訪問	友人訪問		
		神社・墓参り 葬式, 法事	墓参り 葬式, 法事, 施餓飢	神社・墓参り 会社慰労会	神社・墓参り 職員慰労会	墓参り 同級会
学校・受講		講座受講	講座受講	講座受講	講座受講	高校
レクリエーション	三味線 旅行 野球, スキー 新庄祭	短歌, 映画観賞 丑湯治 野球応援, スキー 新庄祭	社員旅行 新庄祭		茶道, 花道 職員旅行 野球応援, スキー 新庄祭	旅行 スキー 新庄祭
買 物		買物				
送り迎え	送り迎え	送り迎え	送り迎え	送り迎え		

第21表 A・B 両農家の

A 農家(昭和44年調査)					
		経営主(60歳)	妻(57歳)	長男(35歳)	嫁(33歳)
労働	農業	稲作(補助) 畑作(補助) 肥育牛, 庄内柿	稲作(補助) 畑作	稲作	稲作 畑作
	兼業			製材雑役(農閑期)	電気部品組立(農閑期)
諸会合	自治	区長・部落の会合 神社・寺 学校 道路砂利敷き 選挙		消防	学校
	農業経営	農協 土地改良区 視察		農協 生産組合・水利組合 堰掃除 視察	堰掃除 視察
	講	老人クラブ	老人クラブ 農協婦人部 念仏講		婦人会 大神宮講
交際	婚礼 本家へ正月礼 姉・弟訪問 神社・寺参り 甥の新築手伝い	実家へ正月礼 神社・寺参り 葬式 看護, 病気見舞	嫁の実家訪問 法事	実家訪問 法事 病気見舞 いとこの春仕事 手伝い	
受講				バイク	
レクリエーション	花見 体育祭 天神祭(鶴岡)	山菜採り 天神祭(鶴岡)	山菜採り 体育祭, 海水浴 天神祭(鶴岡)	花見, 踊り 山菜採り 体育祭, 海水浴	
買物	買物	買物			

農業労働におけるこのような分担関係は、両農家の兼業形態に反映している。A農家では、長男と嫁が農閑期に農業労働の半分程度、製材雑役夫と電気部品組立工として兼業に通勤した。一方、B農家では、農閑期に経営主が極短期間土建日雇に出ただけであった。娘たちの賃金収入は、約二万円の食費を両親に差し出す以外はそれぞれの小遣いに充当されており、家の再生産のために期待されている「家の兼業」に含めることには疑問が残る。

(四) このような両農家の家族構成の差異は、諸会合への参加時間に示される役割分担にも相違をあらわしている。A農家では、老経営主が区長と神社総代を、長男が生産組合・水利組合の役員と消防班長を、嫁が婦人会役員をそれぞれ務めていた。そしてそのもとで、経営主は土地の管理・保全に関する土地改良区や農協の諸会合に出席し、長男は稲作の実務的諸会合に、嫁はPTAや婦人会、大神宮講などの諸会合に出席し、家事担当の老妻は農協婦人部の会合や念仏講に参加した。

これに対してB農家では、経営主が部落役員や農協理事を、妻が生活改善の理事を務めている。そしてそのもとで、経営主は部落役員会や農協、土地・水利関係の諸会合に、妻は隣組、交通安全、農協婦人部、生活改善などの諸会合に出席している。

要するに、A農家の老夫婦と若夫婦、B農家の中年夫婦が、

ライフサイクルの階梯にしたがって、それぞれ年齢階層別・性別に課せられた家と部落の役割を細かく分担しあい、それぞれの諸会合に参画しているのである。つまり、この限りでいえば、両農家の農業生産・兼業の従事形態や諸会合への出席などにみられる差異は、本質的な差異ではなく、同じ家族形態循環のそれぞれの断面における相違とみて大過ないように思われる。

(五) しかし他方では、両農家の生活行動において、際立って異なっている側面もある。その一つは、A農家に比べてB農家の行動範囲が著しく広がりをもっていることである。調査年一年間のA農家家族成員の県外への生活行動は、経営主が東京の弟を訪問したこと、長男と嫁が秋田県へ農業視察に出たことの延べ三回にすぎない。また、県内の生活行動も四〇キロメートル圏内の庄内地域に限られ、しかも最上川を渡って飽海地方へ出かけたのは、経営主が区長の会合で酒田市へ、嫁が学校視察で八幡町への二回にすぎず、自宅外生活行動六〇七回のうち以上の五回を除く六〇二回までが、田川地方内での狭い範囲に限られていた。これに対してB農家では、すでにみたように、一年の間に県内四〇キロメートル以上圏域への生活行動三一回、県外一五回を数えて、A農家よりはるかに広い領域に度々出向いている。

このことはまた、両農家の買物圏の広狭にもよく表現されて

いる。A農家では、日用品や食料品の購入は部落を訪れる行商や農協購買車を利用し、衣料品、学用品、耐久消費財などは、鶴岡市街地（五・五キロメートル）で買物をする。B農家では、部落内に三軒の商店（兼業農家）があるものの、日用品から耐久消費財までの大部分の買物を、新庄市街地（五・〇キロメートル）でおこなう。

(四) 両農家の生活行動のなかで、もう一つ著しく異なっているのは、レクリエーションのやり方である。A農家の場合には、部落の伝統行事以外の個人的ないし家族的なレクリエーションはきわめて少ない。山菜採りに老妻、長男、嫁の三人が、海水浴に長男と嫁が子供連れで、そして嫁が踊りに出かけるにすぎなかった。これに対してB農家では、新庄祭見物に全員で出かけ、経営主が出場する学区対抗野球に妻と二女が応援に、スキーには長女を除く家族四人が出かけている。さらに、経営主が三味線を習い、妻が短歌会や映画観賞に、二女が茶花の稽古に出かけている。

このようにレクリエーションに対する取り組み方において、A農家にくらべてB農家の方がはるかに積極的であり多彩なのである。これは、B農家に老夫婦がない気楽さが反映しているともみられようが、それ以上に、このA、B両農家の調査時点の一〇年間の推移が、農家の生活様式を大きく変化させてい

たのではないかと思われる。また、市町村の社会教育行政や、兼業先の職場の文化活動が、レクリエーション活動を促す媒体として機能している点も興味深い。

(七) つぎに、起・就床時刻および睡眠時間について、年間一日平均の数値から両農家の比較をしてみよう。A農家の家族成員の起床時刻は四人とも午前五時台、就床時刻は、老経営主とその妻が午後八時台、長男と嫁が九時台であった。この結果、A農家家族の睡眠時間は、経営主が九時間台で、あとの三人が八時間台であった。

これに対してB農家の起床時刻は、経営主と妻は午前五時台であるが、三人の娘たちはいずれも午前七時台、就床時刻は、短大受験をひかえた三女が零時台、その他の家族四人は午後一時台である。この結果、B農家家族の睡眠時間は、長女が八時間台、二女が七時間台、あとの三人が六時間台である。

ここで注目しておきたいことは、A農家のいかにも農村的な早寝早起の起・就床時刻とは対照的に、B農家の経営主夫妻は遅寝早起となって、その睡眠時間を著しく短くしていることである。B農家の娘たちは、勤め人として都市的な起・就床時刻で生活しており、これに影響されてか、経営主夫妻の就床時刻が遅くなりがちなのである。ここには、B農家における、都市的生活時刻と農村的な生活時刻との過渡的な相剋の様相がみとめ

られる。

(四) 最後に、以上のようなA、B両農家の比較の上になつて、概括的に以下の三点を指摘しむすびとしたい。

第一は、両農家とも、それぞれの家族形態循環の階梯に対応して、農業生産においても、地域社会の生活上のつきあいにおいても、きわめて堅実な営みを続けているということである。伝統的な慣習にしたがつて、家の中でも部落の中でも、性別や年齢に応じた役割を分担しつつ、家族多就業的に農家の経済的・社会的再生産を支えている。

しかし、第二は、A農家に比べてB農家の方が、家族生活全般において、より開放的で自由であり、生活行動の範囲が広いということである。これには家それぞれの家風も影響していることであるが、むしろ、調査時点の一〇年間の推移がもたらした農村生活の変貌を物語るものとして注目しておきたい。この一〇年間のテレビや乗用車の農村への普及は目覚しかったし、親戚や友人で東京方面に他出した人も多かった。これらが農家の生活様式を多彩にし、行動領域を広げたのである。他方で、農家の兼業化と農村の混住化は、B農家の娘たちの生活様式に典型的に示されているように、都市的な生活時刻を侵入させた。農家の生活は、A農家のような稲作中心の単一文化的な様相から、B農家のような副次的農業部門や兼業を絡ませた複合文化

的な様相へと変わりつつあるのであろう。

そして第三に指摘しておきたいことは、農家の存続にかかわる後継者の問題である。A農家ではいまのところ、長男と嫁が基幹的な労働力として農業を担っているから心配はない。ところがB農家では、調査時点の後に三人の娘たちがすべて他出し、夫婦二人だけの世帯となつてしまった。生活時間調査にも示されていたように、B農家の娘たちは、その日常生活において農家の主婦としての生活訓練を受けているようにはみえない。農家として存続するためには、婿養子を迎え入れなければならぬが、それも農家の二、三男となれば、恒常的な勤務者であつて農業者としての訓練に欠けがちであらう。部落のなかで中堅的なB農家でさえも、その存続については、目前に難しい問題を抱えているといわなければならない。この困難に、B農家はこれからのように対処していくのであろうか。注目されるところである。

〔付記〕

一年間にわたる日々の丹念な記帳によって資料を提供されたB農家の方々に、厚くお礼を申し上げます。